

いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引

【改訂版】



令和 3 年 3 月

福岡県教育委員会

は じ め に

学校におけるいじめの問題は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そのため、県教育委員会では、豊かな人間性を育む教育活動の推進といじめ問題への対応を徹底するために「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（最終改訂平成30年）」を策定しました。

いじめの問題の原因・背景は、児童生徒を取り巻くさまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられますが、その解消に当たっては「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という強い認識のもと、学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となった取組が重要であると考えます。

また、教職員は「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもち、軽微なものであっても児童生徒本人が苦痛と感じれば、まず、いじめがあったという認識のもとに真摯に対応することが重要です。

そこで今回、「福岡県いじめ防止基本方針（最終改定平成30年）」及び「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（最終改訂平成30年）」等の主旨を踏まえ、平成19年3月に策定した「いじめの早期発見・早期対応の手引（小中学校編・高等学校編）」を改訂しました。

本手引は、いじめに関する基礎理論である「いじめの問題に対する基本的考え方」と、実際に学校現場で活用いただく際に参考となる「いじめの早期発見の取組」、「いじめの早期対応の取組」、「早期発見・早期対応のための校内体制」の従来の四項目に、「いじめの未然防止の取組」と「いじめの重大事態への対処」の二項目を加えた六項目で構成しております。

各学校におかれましては、本手引を校内いじめ対策委員会や校内研修等で活用し、教職員間でいじめの問題に関する共通理解・共通実践を図る資料とするとともに、例示している「チェックポイント」等を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めていただきたいと思います。

そして、本手引の活用による適切な指導のもと、全ての児童生徒が生き生きと目を輝かせ、楽しい学校生活を送ることができるよう願ってやみません。

令和3年3月

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

《 目 次 》

第1章 いじめの問題に対する基本的考え方

1	いじめの定義	-----	1
2	いじめに対する基本姿勢	-----	3
(1)	学校として、なすべきこと	-----	3
(2)	教職員として、なすべきこと	-----	4
(3)	教職員として、配慮すべきこと	-----	5
3	学校いじめ防止基本方針の策定	-----	6
(1)	策定の意義	-----	6
(2)	内容	-----	6
(3)	注意点	-----	6
4	いじめの問題への対応の手順	-----	8

第2章 いじめの未然防止の取組

1	「絆づくり」と「居場所づくり」	-----	9
2	いじめが起こりにくい学級づくり	-----	9
(1)	規律のある学級づくり	-----	9
(2)	自己有用感をもたせる学級づくり	-----	9
(3)	教職員の毅然とした指導による学級づくり	-----	10
(4)	児童生徒がSOSを出しやすい学級づくり	-----	10
(5)	教職員の共通実践による全学級で統一した学級づくり	-----	10
3	生徒指導の機能を生かした授業づくり	-----	12

第3章 いじめの早期発見の取組

1	いじめに関する校内研修	-----	14
2	いじめの早期発見・早期対応のための家庭向け資料の周知	-----	16
3	いじめを早期発見する方法	-----	18
(1)	児童生徒が出すサイン	-----	18
(2)	早期発見のための方法	-----	18
(3)	児童生徒がSOSを出す方法	-----	19
4	「チェックポイント」の活用 ～教職員の視点から～	-----	20

(1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の基本的考え方	20
(2) 「チェックポイント」の活用方法	21
(3) 「チェックポイント」の項目	23
5 「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用 ～教職員の視点から～	31
(1) 《ダイジェスト版》の基本的考え方	31
(2) 《ダイジェスト版》の活用方法	31
(3) 《ダイジェスト版》の項目	33
6 アンケートの活用 ～児童生徒の視点から～	34
(1) 学校生活アンケート	34
(2) 学校生活・環境多面調査	40
(3) いじめに特化した無記名アンケート	44
(4) その他のアンケート調査	48
7 家庭用チェックリストの活用 ～保護者の視点から～	49
(1) 家庭用チェックリストの基本的考え方	49
(2) 家庭用チェックリストの項目	49
(3) 家庭用チェックリストの活用方法	50

第4章 いじめの早期対応の取組

1 いじめられた児童生徒への対応	51
(1) 一次対応（緊急対応）	51
(2) 二次対応（短期対応）	53
(3) 三次対応（長期対応）	54
2 いじめた児童生徒への対応	55
(1) 一次対応（緊急対応）	55
(2) 二次対応（短期対応）	56
(3) 三次対応（長期対応）	57
3 周りの児童生徒に対しての指導の在り方	58
(1) 一次対応（緊急対応）	58
(2) 二次対応（短期対応）	58
(3) 三次対応（長期対応）	59
4 保護者への対応における配慮事項	60
5 関係機関・相談機関との連携	61

第5章 早期発見・早期対応のための校内体制

1 校内いじめ対策委員会の設置	-----	6 2
(1) 報告・連絡・相談の徹底	-----	6 2
(2) 役割分担の明確化	-----	6 2
2 生徒指導部等の役割	-----	6 3
(1) 年間計画の作成・推進	-----	6 3
(2) 教育相談体制の充実	-----	6 4
(3) いじめの問題の発生要因の分析 ～いじめの問題の再発防止に向けて～	-----	6 4
3 職員会議・校内研修会	-----	6 5
(1) 職員会議	-----	6 5
(2) 校内研修会	-----	6 6

第6章 いじめの重大事態への対処

1 いじめの重大事態の定義	-----	7 2
(1) いじめの重大事態の対応フロー図（市町村立学校）	-----	7 3
(2) いじめの重大事態の対応フロー図（県立学校）	-----	7 4
2 いじめ重大事態の報告及び調査組織等	-----	7 5
(1) 重大事態の報告の流れ	-----	7 5
(2) 調査組織の種類	-----	7 6
(3) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明	-----	7 6
(4) 調査内容と注意点	-----	7 7
(5) 調査結果の説明・報告・公表	-----	7 8
(6) 調査結果を踏まえた対応等	-----	7 8
(7) 地方公共団体の長等による再調査	-----	7 9
(8) いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会で重大事態として扱った事例	-----	7 9

【参考】

1 福岡県いじめ防止基本方針（一部抜粋）	-----	8 0
2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（一部抜粋）	-----	8 2

【引用・参考文献】

※ 引用文献からの文章は、そのまま引用して表記しています。

【編集委員・改訂委員】

-----	1 0 0
-------	-------

第1章 いじめの問題に対する基本的考え方

1 いじめの定義

定 義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）

第2条 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

（補足1） 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

（補足2） 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

- 心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- 物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

いじめを認知する際の注意点

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。例えば、いじめられていても本人がそれを否定するケースが多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要があります。
- 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの可能性を視野に入れ慎重に判断するものとします。

- 児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいます。
- いじめではないかと疑われる事案に接したときは、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応することが重要です。学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に必ず報告してください。いじめか否かは、「組織」で判断します。

いじめ事案への対応の注意点

- 児童生徒間のトラブルを、法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要です。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されことなく、学校は常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要があります。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。それは、いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいることと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことです。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。
- いじめの認知件数が多いことは、教職員の注意が行きわたっていることの証です。法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切です。



【引用・参考文献】

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月文部科学大臣決定・最終改定平成29年3月）
- 「福岡県いじめ防止基本方針」（平成26年3月福岡県・最終改定平成30年2月）
- 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月文部科学省）

2 いじめに対する基本姿勢

- いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつこと
- 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

(1) 学校として、なすべきこと

未然防止

いじめを絶対に見逃さない、そして、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめにつながるものとして見逃さないという強い意志をもつこと

学校種、学校規模や学級・ホームルーム（以下、「学級」とする。）の児童生徒数の多少にかかわらず、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるという危機意識をもって、教育相談活動の充実と全教育活動をととした生徒指導の展開を図ること

児童生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもなるという認識をもたせること

早期発見

早期発見するため、「いじめに特化した無記名アンケート」を各学期に1回、「学校生活・環境多面調査」や「学校生活アンケート」等を、少なくとも月に1回は実施すること

教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、日ごろから教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図ること

早期対応

全てを担任任せにせず、校内いじめ対策委員会等全校的な組織体制を確立し、校長のリーダーシップのもとで全教職員が一致協力して継続的に取り組むこと

いじめられている児童生徒を最後まで守り抜くには、学校だけではなく家庭・地域・関係諸機関と連携すること
特に、いじめの問題の解決に向けて保護者との信頼関係を築くこと

必要に応じて、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携・協力を図ること

(2) 教職員として、なすべきこと

未然防止

特別の教科道徳（道徳教育）や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識にかかわる題材を取り上げる等、日ごろから、いじめを許さない学級風土をつくること

児童生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけとならないように、児童生徒同士が一人一人の違いを個性として認め合う学級経営に努めること

児童生徒一人一人が自己存在感をもつように、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努めること

教職員と児童生徒との信頼関係に基づいた授業づくりに努め、児童生徒の「自信」と「やる気」を引き出すこと

日ごろから、児童生徒や保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がけること

早期発見

連絡ノート等を活用して心の交流を図ったり、休み時間や清掃時間等も児童生徒と一緒に活動したりして、全児童生徒に一日に1回は声掛けをして、一人一人の心の理解に努めること

いじめは、教職員が見ていないところでも起こると考えて、「チェックポイント」等を参考にして、教職員自身がいじめを見抜く感性を磨くこと

早期対応

児童生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題の解決に向けて粘り強く対応すること

いじめを受けた児童生徒の苦しみを受容し、「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」ことを言動で示し、毅然とした対応をすること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教職員に協力を求める勇気と責任をもつこと

(3) 教職員として、配慮すべきこと

<いじめの背景に発達上の課題があるケース>

発達上の課題がある児童生徒は、「どの学級にも在籍している」という認識のもと、組織的に児童生徒の指導や支援を行うことが、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組にとって重要です。

「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である」とされています。

○ 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める

発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）は、見えにくい障がいと言われており、周囲の誤解を受けることがあるので、「教育支援資料」（文部科学省初等中等教育特別支援教育課 平成25年10月）や、「生徒指導提要」（文部科学省 平成22年3月）の第3章第2節「2 発達障害の理解」等を参考に、校内研修等を通じて全教職員に障がいの特性について共通理解を図ります。

○ 児童生徒が相互に理解できるよう教職員が指導する

学習の過程等において、児童生徒相互のコミュニケーションを通して人間的な触れ合いの機会を与え、信頼関係が築けるよう指導します。

○ 児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う

児童生徒の特性に応じた指導、支援や対応を組織的に行うため、特別支援教育コーディネーターを中心に個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行います。

スクールカウンセラー（以下「SC」とする。）等の専門家に児童生徒の状況をカウンセリング等で把握してもらい、指導や支援の方法についてアドバイスをもらいます。

※ 発達上の課題がある児童生徒の特性への理解が不十分な状況下において、児童生徒に対する教職員の言動が、いじめの発生や解消に大きな影響を及ぼす可能性があるため、十分な配慮が必要です。

3 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという危機意識をもち、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止、できるだけ早い段階からいじめではないかと疑い、適切に対応していく早期発見・早期対応に全ての教職員が取り組む必要があります。そのために、いじめ防止対策推進法(第13条)や福岡県いじめ問題総合対策、福岡県いじめ防止基本方針に基づいて、学校いじめ防止基本方針を策定し、校内研修や職員会議で、いじめについて全教職員の共通理解を図っていくことが大切です。

(1) 策定の意義

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながります。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、自校におけるいじめ防止等のための目標、いじめの未然防止の取組、早期発見の取組、いじめに対する措置、重大事態への対処、いじめの防止等の対策のための組織等を定めます。

(3) 注意点

- 児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにしてください。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明してください。
- より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを、校内いじめ対策委員会が中心となって点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要があります。



— 学校いじめ防止基本方針（例） —

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

2 いじめの未然防止の取組

3 いじめの早期発見の取組

（１）基本的考え方

（２）いじめの早期発見のための措置

4 いじめに対する措置

（１）基本的考え方

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

（３）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

（６）ネット上のいじめへの対応

（７）いじめの解消

5 重大事態への対処

（１）重大事態の発生と調査

（２）調査結果の提供及び報告

6 いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称

（２）組織の役割と機能

7 学校評価

本手引にて
該当する章

第2章

第3章

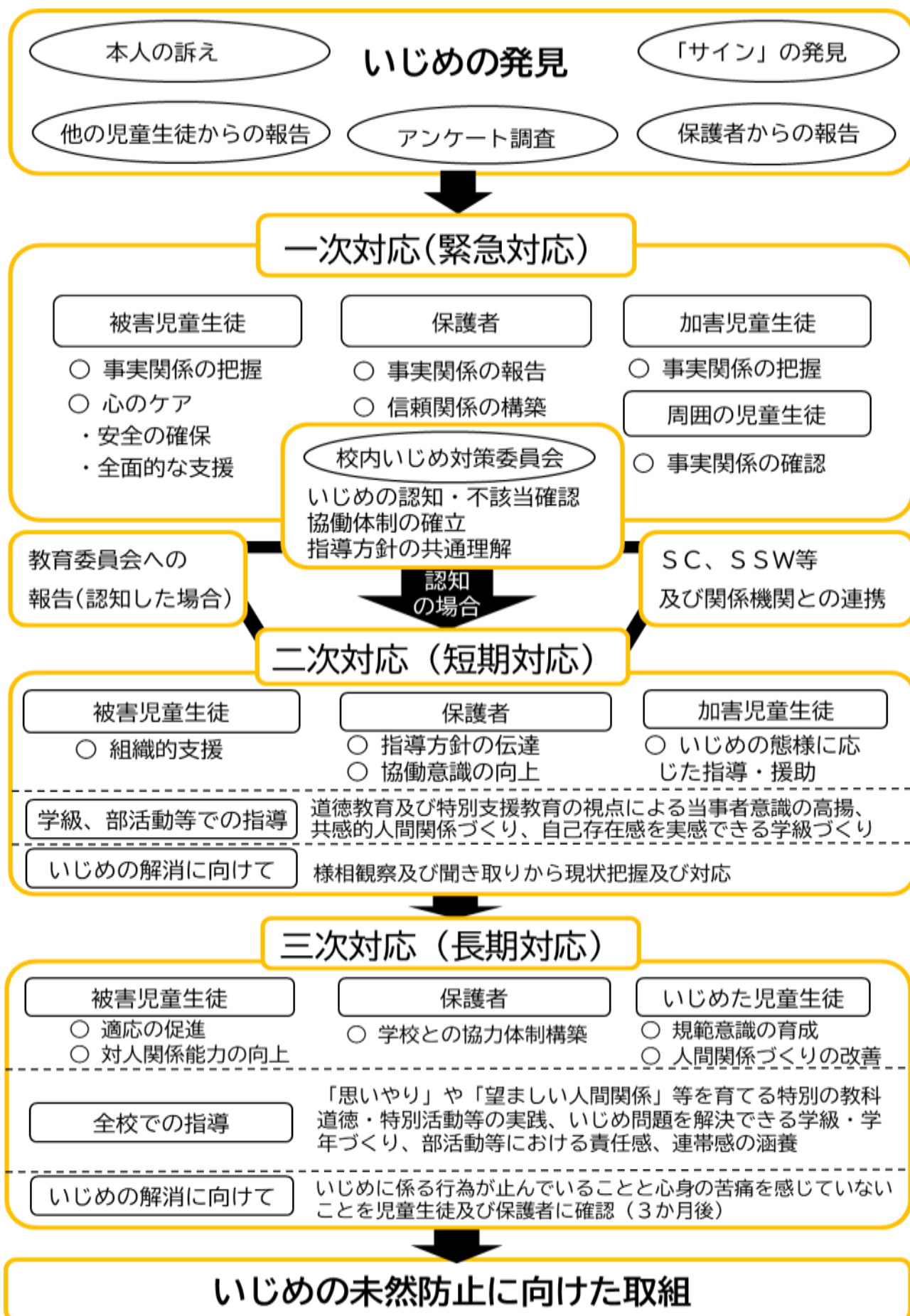
第4章

第6章

第5章



4 いじめの問題への対応の手順



第2章 いじめの未然防止の取組

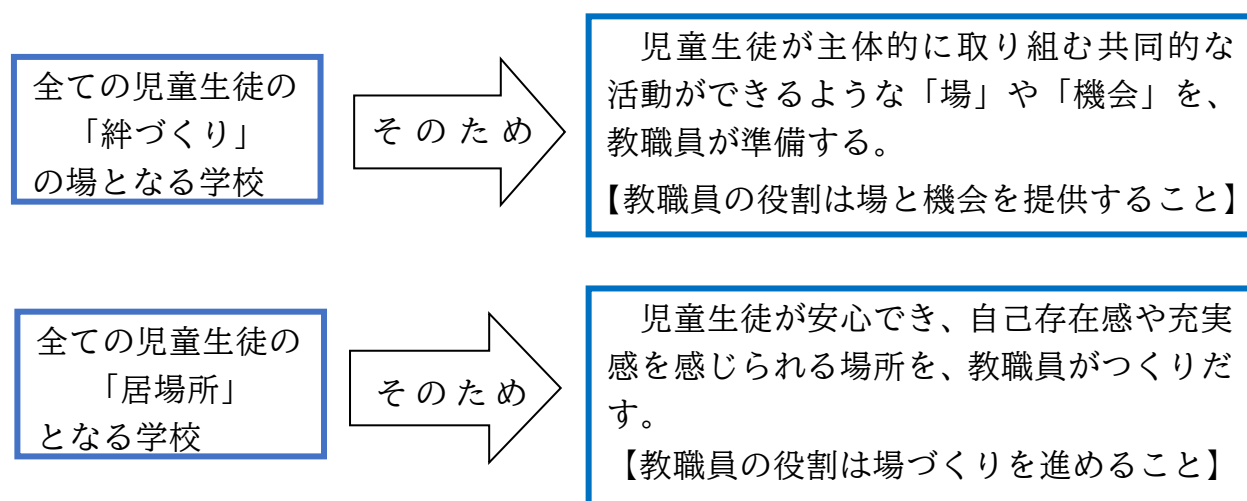
1 「絆づくり」と「居場所づくり」

いじめの未然防止のためには、児童生徒にとって魅力ある学校をつくることが大切です。全ての児童生徒が、学校を魅力ある場所と感ずるためには、「絆づくり」と「居場所づくり」を、意図的・計画的に取り組む必要があります。

「絆づくり」とは、日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、共同的な活動を通して、互いが認め合える場面を実現することです。「絆づくり」は児童生徒が主体であり、教職員の役割は場と機会の設定です。

「居場所づくり」とは、学級や学校をどの児童生徒にとっても安心できる場所にしていくことです。「居場所づくり」は教職員主導で行います。

教職員主導の「居場所づくり」によって、自己存在感や充実感を醸成することを基盤としながら「絆づくり」における主体的な活動を通して互いを認め合う体験を積み重ねていくことが重要です。



2 いじめが起こりにくい学級づくり

(1) 規律のある学級づくり

いじめを未然に防止するには、誰もが気持ちよく安心して過ごせるように、学級の約束事を決め、児童生徒が自分たちで守っていけるように工夫することが大切です。例えば、「ごみはごみ箱に捨てる」や「清掃は全員で行う」等、誰もができることを徹底する規律ある学級づくりを、学級経営の中心に据えることによりいじめが起こりにくい学級ができます。

(2) 自己有用感をもたせる学級づくり

児童生徒が過ごしやすい学級とは、自分を認めてくれる場面が多い学級です。お互いを認め合う場面を多くつくことで、自己有用感をもたせることができます。

例えば、係活動は、学級のために役立っていることを確認しやすく、他の児童生

徒からも認められていることが実感しやすい活動であり、自己有用感をもつことができます。主体的に取り組む共働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を、児童生徒が感じられるように絆づくりを進めることが大切です。

(3) 教職員の毅然とした指導による学級づくり

学校生活を送っていると、毅然とした指導が必要な場面が出てきます。例えば、ある児童生徒の発言に他の児童生徒が冷やかすといったときです。もし、このような場面で教職員が毅然とした指導を行わなかったら、許容範囲の行為として受け取ります。

「その時」に「その場」で全体指導を行った上で、情報を収集し、中心となっている児童生徒の個別指導につなげることが必要です。

(4) 児童生徒がSOSを出しやすい学級づくり

児童生徒を日常的に観察し、積極的に声を掛けることを心掛けます。そうすることで、児童生徒は「先生は私のことを見てくれている」と感じ、教職員に不安や悩みについて相談しやすくなります。また、教職員は日頃の児童生徒の言動で気になっている些細な事柄等をメモしておき、定期の教育相談等で話題にあげます。

(5) 教職員の共通実践による全学級で統一した学級づくり

11ページに掲載している「子どもが安心できる学びの環境づくり」のチェックリストを参考に、学校の状況を定期的に確認し、自ら学ぶ楽しさ、自分が必要とされている心地よさ、他者に受け入れられている安心感、仲間とともに学び合う喜びが感じられる学級づくりを心掛けます。また、11ページ下段に示している「福岡アクション3」のステージ1は不登校の未然防止に関するアクションですが、児童生徒一人一人の変化を見取ることができ、いじめの未然防止にもつなげることができます。また、全教職員でチェックリストを利用することが、全学級で統一した学級づくりを進めることにもなります。



【子どもが安心できる学びの環境づくり チェックリスト】

子どもが安心できる 学びの環境づくり

自ら学ぶ
楽しさ

自分が必要と
されている
心地よさ

他者に受け入れ
られている
安心

仲間とともに
学び合う
喜び

しかし

何もしなくても、知らず知らずのうちに...
気分次第で態度を変える子どもを育てていませんか？
自分の発言に責任をもてない子どもを育てていませんか？
表面のチェックリストで振り返ってみましょう

令和2年2月 福岡県教育庁福岡教育事務所

子どもが安心できる 学びの環境をつくっていますか？

チェックリスト

- 1 浮かない表情で授業を進めていませんか？
→ 気分次第で態度を変えてもいいと考える子どもを育てることになります。
- 2 空席に注意を払わずに授業を始めていませんか？
→ 休んでいる友達に気を配らない子どもを育てることになります。
- 3 汚れたままの黒板で授業を始めていませんか？
→ 学習道具を大切に扱わない子どもを育てることになります。
- 4 乱れたままの教室環境で授業を始めていませんか？
→ 整理整頓が苦手な子どもを育てることになります。
- 5 授業中、友達言葉で子どもたちに話しかけていませんか？
→ 公私の区別をつけれない子どもを育てることになります。
- 6 個人思考やグループ学習の際に、すぐに個別の指導に入っていないですか？
→ 粘り強く考え、自力解決する力が身に付かない子どもを育てることになります。
- 7 子どもの不適切な「つぶやき」を見逃していませんか？
→ 自分の発言に責任をもてない子どもを育てることになります。
- 8 グループにしたときにできる机の隙間に無頓着になっていませんか？
→ 公的な場で自分の感情に任せて行動する子どもを育てることになります。
- 9 チャイムを意図せず、指導者の都合で授業を進めていませんか？
→ 時間にルーズな子どもを育てることになります。
- 10 子どもたちとつくった学級目標が「絵に描いた餅」になっていませんか？
→ 集団決定することの大切さを実感できない子どもを育てることになります。

【出典】「子どもが安心できる学びの環境づくり」（令和2年2月福岡県教育庁福岡教育事務所）

【福岡アクション3 ステージ1 不登校未然防止のアクション チェックリスト】

ステージ1

朝のアクション

昼のアクション

夕のアクション

未然防止のアクション

☐ 5分早く教室へ(児童生徒の出迎え)

☐ 遅刻・早退・欠席者がいたら、必ず話題に(情報の共有)

☐ 顔を見ながら出席確認、言葉かけ

☐ 児童生徒の寝めるところを探して

☐ 児童生徒と一緒に昼食

☐ チャンスを見つけて、言葉かけ

☐ 教室を出るのは最後に

☐ 教室環境を整えて

☐ 遅刻・早退・欠席者がいたら、連絡忘れず

☐ 遅刻・早退・欠席状況のデータベース化

【出典】「福岡アクション3」（福岡県教育委員会）

3 生徒指導の機能を生かした授業づくり

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業です。児童生徒一人一人に楽しく分かる授業を実感させることは、教職員に課せられた重要な責務です。毎日の授業において生徒指導の機能を生かすことは、児童生徒一人一人が生き生きと学習に取り組み、学校や学級の中での「居場所」や「絆」をつくることにもつながります。

授業に生徒指導の機能を生かすとは、次の視点を授業に取り入れることです。その場合、視点が授業のどの場面に位置付くのかを十分に考え、さらに具体的な指導・援助を工夫する必要があります。

【授業づくりの視点】

視点		ポイント・留意点
自己存在感をもたせる支援を工夫する。	「授業に参加している」という実感をもたせる。	○ 学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ○ 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 ○ 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○ 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感をもたせる。	○ 意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○ 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。 ○ 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○ 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切にする姿勢を示す。	○ 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○ 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ○ 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫する。	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	○ 「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さをもっている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○ 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○ 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	○ 他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ○ 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○ 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○ 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。

視点		ポイント・留意点
自己選択・ 決定の場を 工夫して設 定する。	学習課題や計画 を選択する機会 を提供する。	○ 発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ○ 発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、教材 を選択する機会 を提供する。	○ 児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○ 自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択 する機会を提供 する。	○ 児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○ 課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ○ ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択 する機会を提供 する。	○ 児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○ 考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ○ 相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を 選択する機会を 提供する。	○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○ 自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法 を選択し、互い の学びを交流す る機会を提供す る。	○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○ 自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

【出典】人権教育研修会資料集（平成31年4月福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課）

第3章 いじめの早期発見の取組

1 いじめに関する校内研修

〈いじめの認知に関する校内研修の充実〉

年度当初に、以下の資料等を活用し、教職員でいじめの認知についての共通理解を図り、いじめの正確な認知から解消まで組織的に指導できる体制を構築することが大切です。

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないのか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないのか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
 - ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」
- といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。



なお、物を隠されたり、上履きに画紙を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

2 いじめの早期発見・早期対応のための家庭向け資料の周知

県域内の児童生徒と教職員に、県教育委員会作成の「いじめ早期発見・早期対応リーフレット」を毎年配布しています。また、このリーフレットを効果的に活用するために、配布の際は下記の2点に留意する必要があります。

- 児童生徒へ配布する際には、「悩みを一人で抱え込まず、信頼できる大人や友達にSOSを出してよい」こと等を指導すること。
- 保護者には、本リーフレットの配布とともに、自校のいじめの防止対策や早期発見・早期対応の取組等を示した、学校いじめ防止基本方針を併せて周知すること。

いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）



しない
させない
みがさない

誰もがいじめられる側、
いじめられる側になる
可能性があります！
あなたのお子さんを見つめてみましょう。

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題です。
いじめを早期に発見するために、子供の小さなサインを見逃さず、
厳しく温かい心で見守りましょう。

「ネット上のいじめ」が急増しています!!

お子さんが携帯電話やインターネットをどのように利用しているか、誰とつながっているか知っていますか？

○「ネット上のいじめ」とは？

- 掲示板・ブログ・プロフ等のSNS^{※1}を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、個人情報を無断で掲載したりするいじめ
- 特定の子供の悪口や誹謗中傷をメールで送信したり、第三者になりすましてメールを送信したりするいじめ

POINT
 特に、グループ内の参加者しか見ることができないパスワード付きサイトやSNSは大人の目に触れにくいので、「ネット上のいじめ」やトラブルが年々増加しています。そのため、保護者が「ネット上のいじめ」やトラブルの事例などを知っておくことが大切です。

○「ネット上のいじめ」の例は？

- (例1) メッセージを読んだ後すぐに返事をしなかったためグループからはずされ、悪口をメールで流された。
- (例2) 同級生から暴行される様子を動画で撮影され、パスワード付きサイトに掲載された。その後、グループ以外も閲覧できるようになったため不特定多数の人に広がり、回収が不可能になった。
- (例3) 友人が自分になりすまして「誰かメールして」という書き込みとともにメールアドレスを勝手に記載された。

子供に携帯電話やスマートフォンを持たせる場合

○危険性をお子さんに伝え、理解させましょう。

- ☐ 他人の情報はもちろんのこと、自分の名前や住所、写真、通学している学校名等、個人が特定される情報を掲載することで、犯罪に巻き込まれることがあります。
- ☐ 特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は、「名誉毀損罪」(3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金)や「侮辱罪」(拘留又は科料)等の罪に問われる場合があります。

○我が家のルールをつくりましょう

- ☐ 使用時間帯や1日の使用時間、使用場所、料金等について、それぞれの家庭や子供の状況に合った使い方やルールを話し合い、納得のいくルールをつくりましょう。ルールは定期的に見直しましょう。

○フィルタリング^{※2}の設定を行いましょう

- ☐ 携帯電話やスマートフォンの契約時にフィルタリングを設定し、安易にフィルタリングを外さないようにしましょう。
- ☐ スマートフォンは、家の外で無線LANに接続できるので、自宅や携帯電話回線に設定したフィルタリングが機能しないことがあります。別途、スマートフォン本体にフィルタリングソフト(アプリ)をインストールしましょう。

※1: SNS＝「ソーシャルネットワーキングサービス」とは？

友達や同じ趣味などをもった人同士がネット上で集う場を提供するサービスです。

※2: フィルタリングとは？

インターネットの有害サイトを画面に表示しないように制限する機能です。「青少年インターネット環境整備法」により18歳未満の子供が携帯電話やスマートフォンを使用する場合は、業者にフィルタリングの提供等が義務づけられています。





[音声コード] 専用の読み取り装置により、紙面内容の音声出力ができます。


福島県教育委員会

いじめられている子供のサインをキャッチ

いじめられている子供は、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から打ち明けられない場合も多いと思われます。しかし、何らかのサインを出していることが考えられます。いじめを早期に見つけるために、下の項目をチェックしてみてください。

✓ 日常生活の変化

- ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがある。
- ☐ 登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
- ☐ 寝つきが悪い、食欲が急に落ちた、笑顔が減った。
- ☐ 意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
- ☐ 死や非現実的なことに関する本やインターネット等の情報に関心を持つようになった。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な行動を口にするようになった。
- ☐ 妙ににこにこしたり、気をつかいすぎたりすることが多くなった。

✓ 家族との関係の変化

- ☐ ささいな事で怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
- ☐ 家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話話を避けたりするようになった。

✓ 友人関係の変化

- ☐ 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
- ☐ 電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった。
- ☐ 学校や友達に対する不平や不満を口にするようになった。
- ☐ 転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。

✓ 持ち物の変化

- ☐ 持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている。
- ☐ カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
- ☐ 家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上にこづかいを要求したりするようになった。

いじめる側からの発見も必要です

いじめをしていることは、いじめられていること以上に、外から分かりにくい場合が多いと思われます。

いじめを知られないような行動をとることもあります。

- ☐ 買ってやっていないものを持っている。
- ☐ お金のつかい方が荒くなった。
(こづかい以上のお金をつかっている)
- ☐ 親の言うことを聞かなくなり、反発的態度をとるようになった。
- ☐ 親が部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

POINT

項目の中には思春期のどの子供にも改めるものもあります。大切なことは、子供の小さな変化を見逃さないことです。

家庭において努めたいこと

子供と過ごす時間をつくる

食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。

子供の様子にアンテナを張る

子供が今、何に関心を持っているか、どんな勉強の仕方をしているのか、読んでいる本や、学習ノート等を見る機会を持ちましょう。

大人同士の関係をつくる

学校行事やPTA活動、地域の行事などに積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくりましょう。

「SOSは出していること」を伝える

自分がつらい気持ちになった時は、一人で抱え込まず、信頼できる大人や友達にSOSを出していることを伝えてください。

また、苦しんでいる友達からのSOSには「(き)ついて」「(き)ろいそい」「(き)けとめて」「(き)んらいできる大人に」「(き)なげる」ということを伝えてください(「きょうしつ」)支えてくれるのは家庭や学校だけでなく、様々な相談機関があり、電話やメールで相談を受け付けています。

【音声コード】

専用の読み取り装置により、紙面内容の音声出力ができます。



子供の態度や様子がおかしいと感じたら・・・

じっくり聴いてください

お子さんが話し始めたら、まずは、自分の意見をはさまず最後まで聴いてください。

学校に相談してください

学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応します。

相談できる機関があります

学校に相談しにくい、他の意見も聞いてみたい、対応に困っているというときには、右記の相談機関があります。

〈相談機関〉匿名でも相談できます。秘密は守られます。

- **子どもホットライン24** (24時間対応)
 - ・ 福岡地区: ☎092-641-8999
 - ・ 北九州地区: ☎0948-24-3344
 - ・ 北筑後地区: ☎0942-32-3000
 - ・ 南筑後地区: ☎0942-52-4949
 - ・ 筑豊地区: ☎0948-25-3434
 - ・ 京築地区: ☎0979-82-4444
 - ・ メールでの相談の場合 (各地区共通)
hotline24@pref.fukuoka.jp
- **福岡市子ども総合相談センター** (年末年始を除く24時間対応)
☎092-833-3000
- **北九州市子ども相談ホットライン** (24時間対応)
☎093-881-4152
- **少年サポートセンター**
(祝日・年末年始を除く月～金曜日 9:00～17:45対応)
 - ・ ハートケア中 央: ☎092-588-7830
 - ・ ハートケアふくおか: ☎092-841-7830
 - ・ ハートケア北九州: ☎093-881-7830
 - ・ ハートケアいづか: ☎0948-21-3751
 - ・ ハートケアくもめ: ☎0942-30-7887

3 いじめを早期発見する方法

(1) 児童生徒が出すサイン（詳細は「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」P23～30参照）

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ています。そのため、下記のいじめの早期発見のための視点を活用し、日常的に児童生徒を観察することが大切です。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人が苦痛と感じていれば、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要です。

【いじめの早期発見のための視点】

日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	☐ 日ごろと違う表情(視線に注目)をしていませんか。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。 ☐ 落ち着きがない、おどおどしている様子はありませんか。
他の児童生徒の表情や言動と比べて違った表情や言動に注目する。	☐ グループを作るときに、いつも最後まで残っている児童生徒はいませんか。 ☐ 友達からのあいさつや言葉掛けが、少ない児童生徒はいませんか。
特定の児童生徒に対する対応の差異に注目する。	☐ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている児童生徒はいませんか。 ☐ 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。
学級全体の雰囲気注目に注目する。	☐ 学級全体に無気力感が漂っていませんか。 ☐ 一部の児童生徒を中心に小集団化して、ふざけたり、わざとしらけたりする雰囲気はありませんか。

(2) 早期発見のための方法

早期発見のための方法としては、上に挙げた視点で観察したり、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童生徒を客観的に理解する方法等が考えられます。

観 察	授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、生活ノート等を通しての児童生徒理解に努める。 ※ 視点に基づき、具体的な場面を規定したものが「チェックポイント」です。
情報収集	定期的な教育相談や学校内での相談ポストの設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童生徒・保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。 また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	学校生活アンケート調査、学校生活環境多面調査、不登校予防診断チェックリスト等を活用して、児童生徒の客観的理解に努める。

(3) 児童生徒がSOSを出す方法

① 相談ポスト

校内に相談ポストを設置し、児童生徒の声を広く受け止めることができるようにし、設置していることを児童生徒に定期的に知らせます。また、相談ポストに寄せられた内容の取扱いには、個人情報保護等の配慮が必要です。担当者は毎日確認するとともに、相談内容に対して迅速かつ丁寧に、組織的に対応をしていくことが大切です。

② 相談窓口

年度当初、小1、小4、中1に「子どもホットライン24」、高等学校に「オープン・ハート・カード」等相談窓口の周知のためのカード等を配布します。その際、メールの相談窓口があることも伝え、返信には数日かかる場合もあるが、必ず返信があることを伝えます。また、24時間いつでも相談できることや秘密は守られるようになっていることも伝え、安心して活用できることを伝えます。

各教育事務所から配布されるポスターを教室に掲示するのも効果的です。



子どもホットライン24周知シール（北九州版）



子どもホットライン24メール相談案内

事務所名	相談電話番号
福岡教育事務所	092-641-9999
北九州教育事務所	0949-24-3344
北筑後教育事務所	0942-32-3000
南筑後教育事務所	0942-52-4949
筑豊教育事務所	0948-25-3434
京築教育事務所	0979-82-4444
E-Mail hotline24@pref.fukuoka.lg.jp	

各教育事務所の相談電話番号と共通のメールアドレス

福岡県教育センター教育相談専用電話
TEL 092-948-3000
福岡県教育センター教育相談専用メール
E-Mail seitosoudan@educ.pref.fukuoka.jp

福岡県教育センター相談窓口

③ SNS

SNSを活用して、直接相談できない児童生徒の声も広く受け止める体制づくりを行っている学校や教育委員会があります。この取組には、いじめの早期発見や傍観者をつくらない効果があります。

④ SC

公認心理師、臨床心理士等の資格をもつSCを活用します。SCの職務内容は、その専門性を生かして、児童生徒や教職員、保護者が抱える悩み、不安、ストレス等を直接和らげることです。SCが教職員に対し、児童生徒への対応の仕方等について、助言、援助することができる仕組みをつくることにより、学校における教育相談機能を高め、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図ります。

4 「チェックポイント」の活用 ～教職員の視点から～

インターネット機器の普及等に伴い、いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。

このため、本手引では、18ページに示す「日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する」、「他の児童生徒と比べて違った表情や言動に注目する」、「特定の児童生徒に対する対応の差異に注目する」、「学級全体の雰囲気に着目する」の4つの視点から、「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」を作成し掲載しています。

(1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の基本的考え方

1日の学校生活を「①登校時から朝の会」「②教科等の時間」「③休み時間」「④昼食時間」「⑤清掃時間」「⑥帰りの会から下校時」「⑦部活動の時間」「⑧学校生活全般」の時系列でとらえるようにし、「児童生徒をとらえる視点」「児童生徒を観る具体的なポイント」「教職員自らを振り返るポイント」の3つの項目から構成しています。

①【登校時から朝の会】	
児童生徒をとらえる視点	
○ 登校時の時間帯・形態	
○ 朝のはじめの出会いでの表情・声掛け	
○ 朝自習や朝の会での参加態度、健康観察での表情・反応、始業前の心身の準備状況	
児童生徒を観る具体的なポイント	
A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。	
B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。	
C 自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声掛けもない。	
D はっきりした理由もなく欠席する。	
E 健康観察で元気のない返事をしたり、返事をしなかったりする。	
F 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。	
G 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。	
教職員自らを振り返るポイント	
ア 児童生徒の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていますか。	
イ 教職員から「おはよう」の声掛けをして、児童生徒の心理状態を把握していますか。	
ウ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声掛けをしていますか。	
エ 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせていますか。	
オ 朝の会等で欠席者の理由を伝え、教職員の温かい思いやりを学級成員(児童生徒一人一人)に伝える工夫をしていますか。	

「児童生徒をとらえる視点」

学校生活の場面を時系列に分け、児童生徒をとらえる視点を整理しています。

「児童生徒を観る具体的なポイント」

上記の各視点に基づき、具体的な場面を想定し、それぞれいくつかのポイントを示しています。

「教職員自らを振り返るポイント」

いじめや人間関係のトラブル等を生まないための教職員の積極的な関わり方を示しています。

(2) 「チェックポイント」の活用方法

学級担任等が「チェックポイント」をもとに、気になる児童生徒を抽出したり、指導方針等の共通理解を図るための資料として活用したりすることが考えられます。

活用例① 学校全体で総点検を行う際の活用

時系列ごとに、「チェックポイント」をもとに複数の教職員で分担して観察し、担任や関係教職員が、児童生徒を多角的に理解する資料として活用します。

【「チェックポイント」の時系列ごとの担当者（例）】

【登校時から朝の会】	登校時：担任、副担任、学年主任、生徒指導主事(生徒指導担当)、事務職員、SC 等 朝の会：担任、副担任、養護教諭 等
【教科等の時間】	担任、教科担任、教務主任、SC 等
【休み時間】	担任、養護教諭、生徒指導主事(生徒指導担当)、教育相談担当者、SC 等
【昼食時間】	担任、栄養教諭、給食指導担当、栄養士、SC 等
【清掃時間】	担任、清掃区域担当、清掃指導担当 等
【帰りの会から下校時】	帰りの会：担任、副担任、学年主任、養護教諭 等 下校時：担任、副担任、生徒指導主事(生徒指導担当)、SC 等
【部活動の時間】	部活動顧問、各主任・主事 等

活用例② 日常的・継続的な活用

日常の学校生活の中から、学校の状況に応じて、特に児童生徒の変化がとらえやすいと考えられる場面を取り出し、継続的に調査する方法が考えられます。

例えば、【登校時から朝の会】の児童生徒の様子を、「児童生徒を観るチェックポイント表」をもとに観察した教職員が、担任や関係教職員に回覧することで、情報提供や共通理解を図ることができます。

【登校時から朝の会】の「チェックポイント表」(例)							
5 月 15 日 1 年 3 組							
担当者の回覧が確認できる ような欄を作ります。	→	担 任	副担任	学年主任	生徒指導主事(係)	養護教諭	教頭
チェックポイント		児童生徒氏名					
A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。		Aさん・Bさん					
B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。		該当児童生徒なし					
C 自分からあいさつしようとせず、友達からの…(略)		Cさん↑.....					
特記事項 (児童生徒の様子で上記の項目以外で気になったこと)							
↑							
細かな観察ができるように、チェックポイントの項目以外で気付いたことがあれば、記入できるような欄を作ります。				「児童生徒氏名」は、担任が記入した後、担当教職員が付加していきます。			

活用例③ 校内研修会の資料としての活用

「チェックポイント」の「教職員自らを振り返るポイント」を活用した調査を行い、自校の課題の把握や解決のために活用することが考えられます。

いじめを発見する際の、児童生徒を観察する観点を共通理解したり、いじめを見逃さないために教職員の意識と感性を高めたりするための資料として活用します。

教職員の意識と感性を高めるための振り返りシート（例）

氏名： _____
(無記名も考えられます)

自校の課題をより明確化させるために「ふつう」を削除することも考えられます。

	チェックポイント	いつも	時々	ふつう	あまり	全く
ア	児童生徒の登校時刻、形態等を把握し、…(略)					
イ	教職員から「おはよう」の声掛けをして、…(略)					
ウ	健康観察で、一人一人を視察すると(略)					
エ	朝の会で、一日の予定をきちんと…(略)					
オ	朝の会等で欠席者の理由を伝え、教職員(略)					

チェックポイントは、「教職員自らを振り返るポイント」をもとに、自校の実態や課題に応じて選択して掲載します。

【「チェックポイント」活用上の注意点と留意点】

注 意 点	留 意 点
数量だけでは判断しないこと	単純にチェックされた項目の数量だけで、いじめの程度等を判断せず、日常生活をきちんと観察するとともに、児童生徒の話を傾聴してください。
ポイントを過信しないこと	チェックポイントはあくまでも一つの例です。教職員の目で内容をさらに具体化してください。
対応が目的であること	チェックをすることだけが目的ではありません。適切かつ迅速な対応を心がけてください。
総合的に判断すること	心理検査等の客観的な情報や、多くの教職員からの情報と合わせて総合的に判断してください。

(3) 「チェックポイント」の項目

① 【登校時から朝の会】

児童生徒をとらえる視点

- 登校時の時間帯・形態
- 朝のはじめの出会いでの表情・声掛け
- 自習や朝の会での参加態度、健康観察での表情・反応、始業前の心身の状況

児童生徒を観る具体的ポイント

- A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- C 自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声掛けもない。
- D はっきりした理由もなく欠席する。
- E 健康観察で元気のない返事をしたり、返事をしなかったりする。
- F 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- G 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒の登校時刻、登校形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていますか。
- イ 教職員から「おはよう」と声掛けして、児童生徒の心理状態を把握していますか。
- ウ 健康観察で、一人一人を注意深く視診するとともに、気になる子への声掛けをしていますか。
- エ 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせていますか。
- オ 朝の会等で欠席者の理由を伝える等、教職員の温かい思いやりを児童生徒一人一人に伝える工夫をしていますか。

②【教科等の時間】

児童生徒をとらえる視点

- 学習への心構えや宿題・課題、学用品等の準備
- 学習への参加態度と集中度、発表・発言・グループ編成
- 学習の達成度・理解度

児童生徒を観る具体的ポイント

- A 宿題・課題等の忘れ物が多くなっている。
- B 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- C 心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- D 特定の児童生徒をほめると、周りの児童生徒があざけ笑ったりしらけたりしている。
- E 特定の児童生徒が、学習内容と全く関係のないことを発言し(させられ)て、みんなの笑い者になっている。
- F 二人組やグループを作って学習するとき、特定の児童生徒が取り残されている。
- G 班やグループを代表しての発表や活動等で、特定の児童生徒がさせられている。
- H 特定の児童生徒に対し、周囲の児童生徒が机・椅子を離して座ろうとしている。
- I これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がっている。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒を否定するような言葉や態度で授業を始めていませんか。
- イ 学習準備等ができていない児童生徒に対し原因を探り、援助・指導をしていますか。
- ウ 教職員の思惑と違う考えや誤答を大切にした学習にしていますか。
- エ 学習の遅れがちな児童生徒も、学習中に活躍できる場を保障していますか。
- オ 学習の遅れがちな児童生徒、つまづいている児童生徒に個別指導を行っていますか。
- カ 児童生徒の多様な考えが発揮できる場、自己決定できる場を意図的に設けていますか。
- キ まとめの段階で、児童生徒の理解度を把握するように努めていますか。

③【休み時間】

児童生徒をとらえる視点

- 休み時間中の友人関係（グループ内の力関係）
- 休み時間中の過ごし方（遊びの様子、表情）
- 休み時間終了時の様子（衣服の乱れ、破れ、道具の後始末）

児童生徒を観る具体的ポイント

- A これまで仲のよかったグループから外されている。
- B どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。
- C 休み時間に、自分の席から離れない。または、トイレや相談室等に閉じこもっている。
- D 保健室に出入りすることが多くなっている。
- E 特別な用事もないのに、職員室に入ってきたり、近くをうろうろしたりしている。
- F 教職員に必要以上に近寄ったり、また隠れるようにして話をしたりしている。
- G 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている様子が見られる。
- H プロレス遊びや〇〇ごっこのようなことに無理やり加えられている。
- I 特定の児童生徒が、異性に対して異様な声かけやふざけとも受け取れる行為をしている。
- J 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒が遊びに行く様子を観察していますか。
- イ 遊びに入れないう児童生徒をそのままにしないで、誘い合って遊ぶことができるようにする働き掛けをしていますか。
- ウ 教室にいる児童生徒と話したり、気になる児童生徒への声掛けをしたりしていますか。
- エ 「これは遊びです。」という児童生徒の言葉を鵜呑みにしていませんか。
- オ 児童生徒の表情等から、休み時間の満足度を把握しようとしていますか。

④【昼食時間】

児童生徒をとらえる視点

- 準備の仕方や配膳の方法（配り漏れ、配膳時の反応）
- 食事中の会話・食欲・机配置
- 後片付けの様子

児童生徒を観る具体的ポイント

- A 敬遠しがちなメニューを、特定の児童生徒に山盛りに盛りつけている。
- B 特定の児童生徒への配り忘れ（意図的）がある。
- C 特定の児童生徒が配膳をすると、周りの子が受け取ろうとしない。
- D よく腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食べなかったりすることがある。
- E グループ(班)を作って会食する時、特定の児童生徒の机だけが、他の子の机から少し離されていたり、そのまま机等がぽつんと残されたりしている。
- F 特定の児童生徒が話しかけても無視して会話に入らせない。
- G 特定の児童生徒だけが、一人で食器等を片付けさせられている。
- H 特定の児童生徒が、好きな物を他の児童生徒からもらい集めている。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 給食当番の役割分担を児童生徒が決めるとき、その決める方法を把握していますか。
- イ 児童生徒と一緒に食事の準備をしていますか。
- ウ 給食の準備中に、全員が教室にいることを確認していますか。
- エ グループ(班)に入って会食しながら、一人一人の児童生徒を把握するとともに、教職員と児童生徒の相互理解を図ろうとしていますか。
- オ 個々の児童生徒の偏食・量・速さ等を把握しようとしていますか。
- カ 後片付けは、児童生徒に一任しないで、その様子を最後まで見届けていますか。

⑤【清掃時間】

児童生徒をとらえる視点

- 清掃時の仕事分担や取りかかり状況、清掃道具の割り当て
- 清掃時の活動状態
- 清掃後の様子や後始末

児童生徒を観る具体的ポイント

- A 特定の児童生徒と同じ清掃区域になりたがらない。
- B 特定の児童生徒の雑巾等の清掃道具がなくなったり、ゴミ箱に捨ててあったりする。
- C 机・椅子の移動時、特定の児童生徒の机・椅子が取り残されたり、誰も移動させようとしなかったりする。
- D 特定の児童生徒だけが、誰もやりたがらない分担・役割をさせられている。
- E 特定の児童生徒がぞうきんがけ等をしているとき、他の児童生徒がそれを邪魔したり、ふざけた言動をとったりしている。
- F 清掃後、清掃前に比べ、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりしている。
- G 他の児童生徒は既に清掃を終わらせているのに、特定の児童生徒が掃除や後片付けをしている。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒に仕事分担や清掃用具の分配を任せている場合でも、分担や分配等の方法を把握し、適切な指導・助言をしていますか。
- イ 日頃から、児童生徒と一緒に清掃する機会をもっていますか。
- ウ 自分の担当の清掃区域がいくつかに分かれている場合、担当の清掃区域を必ず一回は見回っていますか。その際、見回る順番は固定化されていませんか。
- エ 清掃を怠けている児童生徒を指導する度合い以上に、一生懸命清掃している児童生徒に「頑張っているね」「ありがとう」等の声掛けをしていますか。

⑥【帰りの会から下校時】

児童生徒をとらえる視点

- 帰りの会の参加態度、一日の反省
- 帰りのあいさつでの表情、その後の行動
- 下校時の様子、形態

児童生徒を観る具体的ポイント

- A 帰りの会で配布したプリント等が特定の児童生徒だけに渡らない。
- B 何か事が起きると、いつも特定の児童生徒のせいにされる。
- C 特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。
- D 用事がないのに教職員や職員室の近くをうろうろしている。
- E 朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- F いつも一人で下校するか、校門の近く等、教職員の目の届きにくい所に友達が待ち伏せしていて一緒に帰る。
- G 特別な理由もないのに、あわてて下校する。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 一日の生活を振り返り、自己を見つめさせる工夫をしていますか。
- イ 良かったこと、嬉しかったこと等を称賛し合う場を確保していますか。
- ウ 教職員から見て一日の生活で良かったこと、反省すべきこと等を話し、明日への意欲をもたせようとしていますか。
- エ 帰りのあいさつをする時、児童生徒の表情を素早く観察し、普段の表情と変化がないか確認し、一人一人の児童生徒に声掛け、別れのあいさつをしていますか。
- オ 問題を抱えたり、気になったりする児童生徒に対して個別相談をしていますか。

⑦【部活動の時間】

児童生徒をとらえる視点

- 部活動の準備の様子
- 部活動への参加態度と集中度
- 部活動の終了時の後片付けの様子

児童生徒を観る具体的ポイント

- A 部活動に遅れて来ることが多くなっている。
- B 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えてくる。
- C 特定の生徒が触った用具を他の生徒が触ろうとしない。
- D 特定の生徒が他の生徒の言いなりになっている。
- E グループ、またはチームで活動するとき、特定の生徒だけがいつも取り残される。
- F 理由をはっきり言わないで、急に退部・休部を言い出す。

教職員自らを振り返るポイント

- ア できるだけ早く活動場所へ行こうとしていますか。
- イ 生徒が、部活動に行くとき、表情等を観察しながら激励や声掛けをしていますか。
- ウ 学級担任や教科担任との密接な連携を図りながら、授業や学級での生徒の活動状況に関する情報交換をもとに、個人的に激励や援助・指導をしていますか。
- エ 後片付けや下校時の様子まで目配りをしていますか。
- オ 部活動通信等を通して、練習や練習試合の日程をできるだけ早く保護者に連絡する等、保護者との連携を深め、保護者が気軽に連絡や相談ができるように配慮していますか。
- カ 部室や部活動で利用する場所を巡回して整理整頓し、清潔に保ち、生徒自身の心の安定をもたらし、いじめが起きにくい環境づくりにつとめていますか。

⑧【学校生活全般】

児童生徒をとらえる視点

- 身体、衣服 ○ 言動、表情 ○ 持ち物、教室環境

児童生徒を観る具体的ポイント

- A 理由の明確でない傷・あざ・鼻血・怪我等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服が破れていたり、ボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。
- B 普段明朗な児童生徒が急にふさぎこんだり、おどおどしたりしている。
- C 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えたり、保健室に行きたがったりしている。
- D 連絡帳や生活ノート等に不安や悩みのかげりを感じる表現が見受けられる。
- E いつも使い走りをさせられる等、他人の言いなりになっている。
- F いやなあだ名をしつこく言われたり、「キモイ・ウザイ」等と非難されたりしている。
- G 特定の児童生徒の机や椅子や持ち物に触ろうとしない傾向がある。
- H 席替えや班決めで、特定の児童生徒の隣や近くの座席をいやがる。
- I ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等に出られる。
- J 掲示作品・背面黒板・壁・柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。

教職員自らを振り返るポイント

- ア 気分・感情や場の雰囲気に乗じて、児童生徒の心を傷つける言動をしていませんか。
- イ 特定の児童生徒ばかり叱ったり褒めたりしていませんか。
- ウ 児童生徒の言動や表情の変化に気づくように普段の様子を把握していますか。
- エ 自治的な内容だからと、その場を離れて児童生徒に任せきりにしていませんか。
- オ 児童生徒と触れ合う時間を意図的に増やそうとしていますか。
- カ 連絡帳・生活ノート・学級日誌・作品等に、自己存在感や共感的人間関係につながるコメントを必ず入れていますか。
- キ 放課後等に校内や教室を巡回して、落書きや器物損壊がないか確認していますか。

5 「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用 ～教職員の視点から～

(1) 《ダイジェスト版》の基本的考え方

「チェックリスト」《ダイジェスト版》は、児童生徒一人一人を観察するポイントを、「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の中から精選し、学校生活全般を網羅しながら示しています。「チェックポイント」が時系列で細かく児童生徒を観察する資料であるのに対して、「チェックリスト」《ダイジェスト版》は、児童生徒一人一人の学校生活の様子を個別に把握する資料です。

早期発見のためのチェックリスト《ダイジェスト版》

時系列	項目	児童生徒を観るポイント
①登校から朝の会	ア	遅刻・欠席・早退等が増えた。
	イ	朝の健康観察の返事に元気がない。
②教科等の時間	ウ	教室に入らず、保健室等で過ごす時間が増えた。
	エ	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	オ	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	カ	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。

「チェックポイント」と同様に学校生活を8分割して示しています。

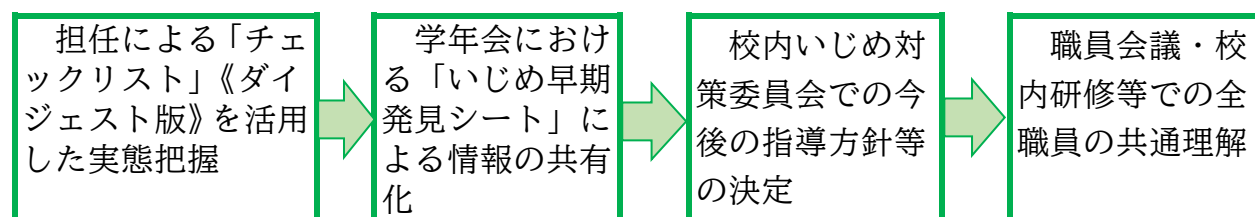
「チェックポイント」で示した項目の中から、個人を観察しやすいように精選した項目を示しています。

(2) 《ダイジェスト版》の活用方法

活用方法としては、学級担任が日常的に児童生徒の状況を把握したり、いじめの問題解決後の継続的な観察を行うための資料としたりすることが考えられます。

活用例① 学級担任が児童生徒の状況を把握するための活用

まず、学級担任が児童生徒一人一人の学校生活の様子を《ダイジェスト版》を使って把握します。次に、学年会で、いじめに対して配慮が必要な児童生徒の情報を「いじめ早期発見シート」等を活用して共有します。さらに、校内いじめ対策委員会において、学年会で名前が挙がった児童生徒について今後の指導方針等を決定するとともに、職員会議や校内研修会等で全職員の共通理解を図ります。



※ 校内いじめ対策委員会では、S C等の専門家の活用を積極的に行ってください。

第3学年 いじめ早期発見シート

	児童生徒を見るポイント	3年1組	3年2組	3年3組
ア	遅刻・欠席・早退等が増えた。	Aさん	Bさん	
イ	朝の健康観察の返事に元気がない。		Bさん	
ウ	教室に入れず、保健室等…(略)			Cさん (養護追記)
エ	学習意欲が低下したり、…(略)			Cさん
オ	授業での発言を冷やかされ…(略)	Aさん		

《ダイジェスト版》の項目を列記します。

学級担任が把握している状況と他の教師や養護教諭等の情報を付加して記名します。

活用例② いじめの問題解決後の継続的な観察のための資料としての活用

いじめが解決したと考えられる場合でも、教職員の知らないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあります。解決を短絡的にとらず、複数の教職員で継続して見守り、折に触れていじめられた児童生徒に現状を聴き取ったり、いじめた児童生徒には適切な指導を行うことが大切です。下のシートは、関係児童生徒を中心に、複数の教職員で連携して継続的に観察するシートの例です。このシートを基に、関係児童生徒から聴き取りを行い、状況に応じて指導を行います。

※ 関係児童生徒とは、いじめ事案にかかわった児童生徒を指す。

関係児童生徒の継続観察シート

- 期日を設定し、複数の教職員で計画的に観察し、チェック機能を持たせましょう。

- 該当する記号を記入しましょう。

No.	期 日	担 任	学年主任	生徒指導主事(係)	養護教諭	教頭
1	5月15日	D				
2	5月30日		E			
3	月 日					

児童生徒氏名	チェック欄			チェックポイント
	5/15	5/30	/	
Aさん	①	①⑤		① 遅刻・欠席・早退等が増えた。
Bさん	①②	②		② 朝の健康観察の返事に元気がない。
Cさん	③④	なし		③ 教室に入れず、保健室等で過ごす時間が増えた。
				④ 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。

(3) 《ダイジェスト版》の項目

時系列	項目	児 童 生 徒 を 観 る ポ イ ン ト
① 登校から 朝の会	ア	遅刻・欠席・早退等が増えた。
	イ	朝の健康観察の返事に元気がない。
② 教科等の 時間	ウ	教室に入れず、保健室等で過ごす時間が増えた。
	エ	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	オ	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	カ	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。
③ 休み時間	キ	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	ク	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	ケ	遊び仲間が変わった。
④ 昼食時間	コ	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
⑤ 清掃時間	サ	重い物や汚れたものを持たされることが多い。
	シ	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
⑥ 帰りの会 から下校	ス	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	セ	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
⑦ 部活動	ソ	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	タ	急に部活動をやめたい、変わりたいと言い出す。
⑧ 学校生活 全般	チ	グループ分け等でなかなか所属が決まらない。
	ツ	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	テ	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	ト	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	ナ	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

6 アンケートの活用 ～児童生徒の視点から～

文部科学省の調査によると、どの校種においても「アンケート調査」は、いじめ発見のきっかけとなっていることが多いことが分かります。いじめられている児童生徒が、サインを出しやすいよう定期的にアンケートを実施するとともに、児童生徒がSOSを出しやすいような内容にしたり、アンケートを安心して書くことができるよう配慮したりすることが大切です。また、アンケートに、相談したい内容を記述できる欄を設ける等の工夫も大切です。

アンケート実施時の注意点

- 教室で実施する場合は、時間が必要な記述式のアンケートは少なくする。記述式が多い場合は、家庭に持ち帰り記述させる等、児童生徒が安心して記入ができる環境を作る。
- 回収時は、他の児童生徒に見られないように、一人ずつ回収したり、封筒に入れて回収したりする等の配慮を行う。
- アンケート実施後、速やかに記載内容を確認し、校内いじめ対策委員会等にて報告する。

(1) 学校生活アンケート

いじめられている児童生徒は、自己概念が否定的になったり、学習意欲が低下したり、友達との関係が疎遠になったりすることが考えられます。また、学級の雰囲気や教職員との信頼関係は、いじめのサインを早期発見するために大切な手掛かりだと考えられます。したがって、自己像や学習意欲、友達や教職員との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査で把握することは、いじめの早期発見・早期対応につながります。

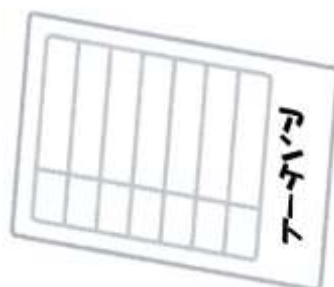
児童生徒からのいじめのサインが把握できるアンケートには、学校生活アンケート、学校生活・環境多面調査、いじめに特化した無記名アンケート等種類が多数あります。学校生活アンケートを事例として、手順や配慮事項、実際の進め方について以下に示します。

① 学校生活アンケートの構成 () 内の数字は質問項目の番号を示しています。

- 質問は28項目あります。また、最後に自由記述欄があります。
- 質問項目は、「自己概念(1～5)」、「学習意欲(6～9)」、「友達との関係(10～17)」、「学級風土(18～23)」、「教師との関係(24～26)」の5領域と、「学校・部活動等回避感情(27～28)」及び自由記述欄で構成されています。なお、アンケート項目は、児童生徒の発達段階に即して各学校で工夫する必要があります。

② 実施の手順

- ア アンケートの実施目的及び配布・回収方法の説明
- イ アンケート用紙の配布
- ウ アンケートの答え方の説明
- エ 学級の実態に応じた方法でアンケートに回答を記入
- オ アンケート用紙の回収



③ 実施上の配慮事項

- ア 児童生徒が安心して回答できるように、アンケートの実施目的や回収方法を丁寧に説明してください。
- イ 児童生徒が落ち着いて回答できるように、学校や学級の実態に応じて日程及び時間を適切に設定してください。
- ウ 適切に対応するために、アンケートの回答を速やかに集計するとともに、複数の教師で分析してください。
- エ アンケート結果をもとに面接等を行う場合は、可能な限り全員を対象にしてください。個別の支援を行う場合には、他の児童生徒に十分配慮してください。
- オ 周囲の目を気にして正直に回答をしないことも考えられるので、回答結果だけではなく、日常の行動観察や家庭での様子等も関連づけて総合的に判断してください。

④ 学校生活アンケート調査の進め方（以下のア～オの枠内は説明する内容の例）

ア アンケートの実施目的及び配布・回収方法の説明

このアンケートは、みんなが楽しい学校生活を送るために行うものです。現在の学校生活を振り返って、あなたが感じていることを素直に答えてください。誰がどんなことを書いたかは、クラスの人に話しませんので、安心して答えてください。

隣の人のアンケートをのぞき見したり、話をしたりしないでください。

アンケートを書き終わったら、アンケート用紙を封筒に入れてください。

イ アンケート用紙の配布

今からアンケート用紙と封筒を配ります。

答え方の説明をしますので、指示があるまで始めないでください。

ウ アンケートの答え方の説明

答え方の説明をします。アンケートは、それぞれの質問に1～4の数字で答えます。数字には次のような意味があります。

「1」は、とてもそう思う、よくある、たくさんいる

「2」は、少しそう思う、ときどきある、少しいる

「3」は、あまりそう思わない、あまりない

「4」は、全くそう思わない、全くない という意味です。

例えば、「あなたは、家でお手伝いをすることがありますか」という質問に対して、「ときどきある」と思ったら、数字の「2」の欄に○をつけます。

エ 学級の実態に応じた方法でアンケートに回答を記入

それでは、アンケートの記入を始めてください。

まず、学年、学級、出席番号、氏名を記入してください。質問があったら、静かに手を挙げてください。

※ 学年や学級の実態に応じて、教師が質問を1問ずつ読んで、児童生徒が1問ずつ回答していき、終了時間をそろえる方法も考えられます。

- ※ 最後の自由記述のところは、記入している児童生徒が特定されないように、十分配慮します。

オ アンケート用紙の回収

(全員の記入が終わったことを確認して)
それでは、アンケート用紙を封筒に入れてください。
(全員が封筒に入れるのを確認して)
アンケートを集めます。後ろの人から封筒を集めてきてください。

- ※ 帰宅して記入し、翌日以降に提出させる場合
ア～ウを読み、「家に帰って記入し、封筒に入れて、明日以降先生に直接提出をしてください。」と回収の方法を伝える。

⑤ 学校生活アンケートの活用場面

ア 定期的（学期に１回程度）に調査をする場合

定期的（例えば、５月・１０月・２月等）に調査することで、児童生徒一人一人の変容をとらえることができます。特に、「自己概念（１～５）」や「友達との関係（１０～１７）」に注目して、児童生徒一人一人の状況を適切に把握します。

５月頃は、新しい学年が始まって約１か月が過ぎ、次第に友人関係が固定化してくる頃だと考えられます。したがって、学級やグループになじめず疎外感や孤独感を抱いている児童生徒を把握するのに有効です。

１０月頃は、友人関係だけでなく、学習に関する悩み等も増えてくる頃だと考えられます。したがって、学校行事等の前後にグループ間やグループ内でのトラブルがあったり、学習についていけなかったりして、ストレスを抱えている児童生徒を把握するのに有効です。

２月頃は、進学・進級等で悩んだり困っていたりしていることが考えられます。友人関係や学習面だけでなく、学校生活全般で児童生徒が感じるさまざまな苦悩を把握するのに有効です。

イ 学校行事の前後に調査をする場合

学校行事の前後には、グループ間やグループ内でのトラブルが発生することがあります。人間関係のトラブルを未然に防いだり、早期に対応したりするために、アンケート調査は有効だと考えます。特に、「友達との関係（１０～１７）」や「学級風土（１８～２３）」の回答に注目して、学校行事等での様子と合わせて、児童生徒一人一人を適切に把握することが必要です。

ウ 学級の雰囲気が悪いと感じたときに調査する場合

学級全体に無力感が漂っていたり、一部の児童生徒が友達にいやなことをして楽しむ雰囲気をつくっていたりすると、いじめ等の人間関係のトラブルが生じやすくなります。担任や教科担当者等が、学級のそのような雰囲気を感じたときは、アンケート調査を実施することで原因の究明につながると考えられます。つらい思いをしながらじっと耐えている児童生徒がいるかもしれません。そのような児童生徒を早期に発見し、適切な対応をするために、調査項目の「学級風土（１８～２３）」の回答に注目して、学級の状況を適切に把握する必要があります。

⑥ 学校生活アンケートの内容

がっこうせいかつ 学校生活アンケート（例）

このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送ることができるようにするためのものです。あなたが、日ごろ学校で感じていることをたずねます。思っているとおりに答えてください。

このアンケートで答えてくれたことは、クラスの人に話しませんので、安心して答えてください。

○答え方

それぞれの質問に、当てはまる数字の欄に○をつけてください。
数字には、次のような意味があります。

- 1（とても）：とてもそう思う、よくある、たくさんいる
- 2（すこし）：少しそう思う、ときどきある、少しいる
- 3（あまり）：あまりそう思わない、あまりない
- 4（全く）：全くそう思わない、全くない

下の例のように、答えの数字の欄に○をつけてください。

（例）

	（とても）	（すこし）	（あまり）	（全く）
あなたは、家のお手伝いをすることがありますか。	1	2	3	4



「ときどきある」と思ったら

	（とても）	（すこし）	（あまり）	（全く）
あなたは、家のお手伝いをすることがありますか。	1	2 ○	3	4

学校生活アンケート（例）

ねん
年
くみ
組
ばん
番なまえ
名前

(とても) (すこし) (あまり) (全く)

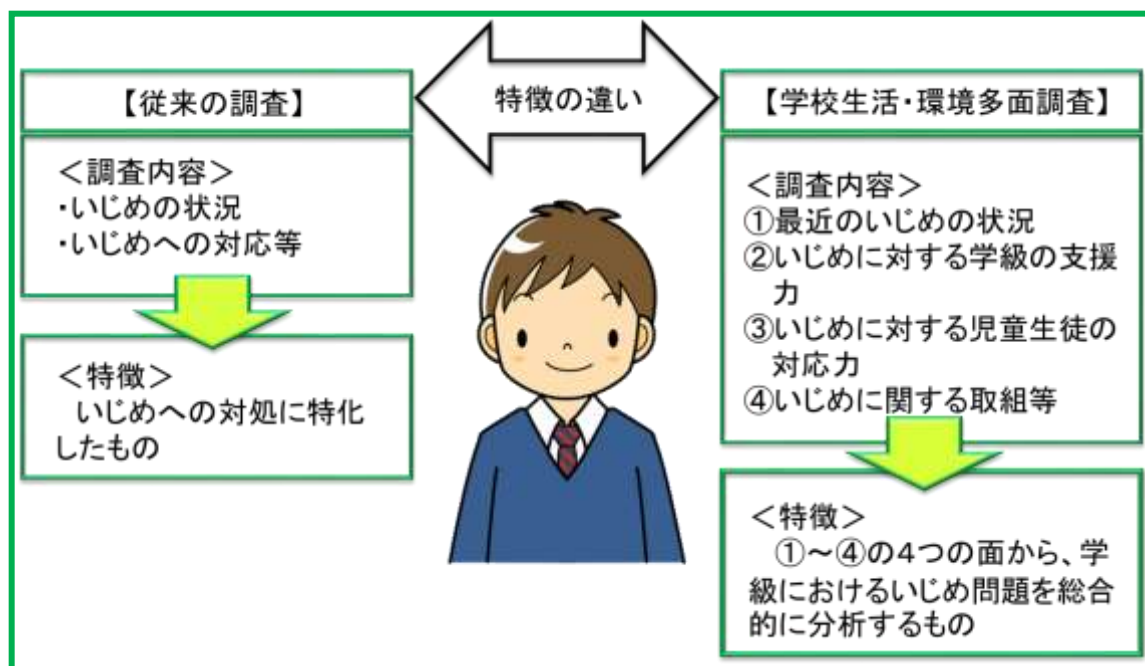
1 あなたは、得意なことや自慢できることがありますか。	1	2	3	4
2 あなたは、クラスに友だちがたくさんいますか。	1	2	3	4
3 あなたは、クラスの中でみんなの役に立っていると思いますか。	1	2	3	4
4 あなたは、友だちの言いなりになってしまうことがありますか。	1	2	3	4
5 あなたは、自分自身のことが好きですか。	1	2	3	4
6 学校での勉強が楽しいと感じるときがありますか。	1	2	3	4
7 授業中に、先生の質問に答えたり、自分の考えや意見を言ったりしますか。	1	2	3	4
8 もっと勉強がわかるようになろうと、努力していますか。	1	2	3	4
9 勉強がわからなくて、つまらないと思うことがありますか。	1	2	3	4
10 クラスの人に、いやなことを言われたり、からかわれたりすることがありますか。	1	2	3	4
11 クラスの人と、あまり話したくないと思うことがありますか。	1	2	3	4
12 休み時間等に、グループに入れなくて、ひとりぼっちでいることがありますか。	1	2	3	4
13 クラスの中に、あなたの気持ちをわかってくれる人がいますか。	1	2	3	4

14 自分の持ち物 じぶん も もの やお金 かね を貸 か して、返 かえ してもらえないことがありますか。	1	2	3	4
15 インターネットで自分がいやな思 おも いをする書き込み かきこみ をされることがありますか。	1	2	3	4
16 あなたは、自分の持ち物 じぶん も もの がなくなったり、こわされたりすることがありますか。	1	2	3	4
17 あなたは、クラスの人 ひと に乱暴 らんぼう なことをされることがありますか。	1	2	3	4
18 あなたのクラスは、みんなで協 きょうりよく 力 りき しあっていると思 おも いますか。	1	2	3	4
19 あなたは、クラスの中でほっとしたり楽 たの しい気持ち きもち になったりすることがありますか。	1	2	3	4
20 発 はつ 表 びょう している人 ひと の話 はなし を、クラスで冷 ひ やかしたり笑 わら ったりしないで聞 き いていますか。	1	2	3	4
21 あなたのクラスに、仲間 なかま はずれにされてい人 ひと がいますか。	1	2	3	4
22 あなたのクラスに、困 こま っている人 ひと を助 たす けてくれる人 ひと はいますか。	1	2	3	4
23 あなたのクラスに、いやがらせをされてい人 ひと はいますか。	1	2	3	4
24 学 がっこう 校 せんせい の先 こと 生 ばなど の言 きず 葉 い 等 おも で傷 いた ついたり嫌 いや な思 おも いをしたりしたことがありますか。	1	2	3	4
25 担 たん 任 にん の先 せんせい 生はあなたの気 き 持 もち ちをわかろうとしていと思 おも いますか。	1	2	3	4
26 困 こま ったり悩 なや んだりしたときに、相 そう 談 だん できる先 せんせい 生はいますか。	1	2	3	4
27 学 がっこう 校に行 い きたくないと思 おも うことがありますか。	1	2	3	4
28 部 ぶ 活 かつ 動 どう やク い ラ おも ブに行 い きたくないと思 おも うことがありますか。	1	2	3	4
≪ 相談 そうだん したいことがあったら書いてください ≫				

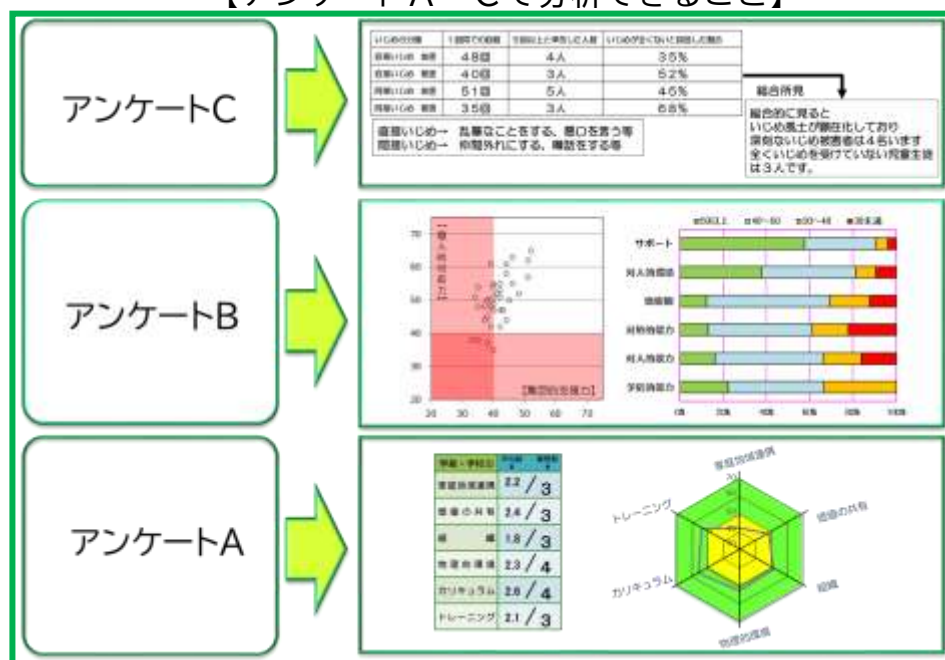
(2) 学校生活・環境多面調査

学校生活・環境多面調査は、いじめに関する調査で、福岡県教育委員会が平成28年に作成しました。児童生徒に実施したアンケート結果をもとに、学級におけるいじめの実態を把握したり、いじめに関する取組の参考としたりすることができます。具体的には、①最近のいじめの状況（アンケートC）、②集団的支援力、③個人的対応力の分析（アンケートB）、④いじめに関する取組認知度（アンケートA）について分析することができます。アンケートCからは「いじめの申告件数及び総合所見」が、アンケートBからは「集団的支援力と個人的対応力の状況」が、アンケートAからは「いじめに関する取組認知度」が表示されるようになっています。

【従来の調査と学校生活・環境多面調査の違い】



【アンケートA～Cで分析できること】



学校生活・環境多面調査（アンケートA）

このアンケートは、みなさんの学校での生活をより良くするために行うものです。
みなさんの成績等とは関係ありませんので、思ったままを答えてください。

_____年 _____組 出席番号 _____番

Q1. 学校・家庭・地域が連携しているかどうかについて質問します。 あてはまる数字に○をつけてください。		はい	どちらとも いえない	いいえ
1	保護者と一緒に学校の清掃をする等、保護者が学校に来る機会がある。	3	2	1
2	学校には、あなたが保護者と一緒に参加する行事（学習会やレクレーション等）がある。	3	2	1
3	地域の行事（お祭りや運動会等）に学校が関わっている。	3	2	1

Q2. 学校で話題となり、みんなが「そうだ」と思っているかどうかについて質問します。 あてはまる数字に○をつけてください。		はい	どちらとも いえない	いいえ
1	いじめられている人は（何も）悪くないと学校で教わっている。	3	2	1
2	クラスにはみんなで協力しようという雰囲気がある。	3	2	1
3	クラスにはみんなが他の人を大切にしようとする雰囲気がある。	3	2	1

Q3. 学校で取り組まれている係活動や委員会活動について質問します。 あてはまる数字に○をつけてください。		はい	どちらとも いえない	いいえ
1	いじめをなくすポスターづくりや声掛けをしている係や委員会がある。	3	2	1
2	いじめアンケートをしている係や委員会がある。	3	2	1
3	クラスでいじめが起きないようにするためのルールや活動がある。	3	2	1

Q4. 学校の環境について質問します。 あてはまる数字に○をつけてください。		はい	どちらとも いえない	いいえ
1	教室や学校には、あなたたちの良いところを紹介するスペースがある。	3	2	1
2	学校には、いじめに関するポスターが貼られている。	3	2	1
3	学校には、見て楽しくなったり、元気になったりするようなポスターが貼られている。	3	2	1
4	学校には、あなたたちの悩みや意見を入れる相談ポスト等がある。	3	2	1

Q5. 学校の授業や取組について質問します。 あてはまる数字に○をつけてください。		はい	どちらとも いえない	いいえ
1	他の学年の人たちと一緒に学ぶ授業がある。	3	2	1
2	学校では、いじめを止める方法について学ぶ授業がある。	3	2	1
3	自分のクラスでは、お互いをよく知り合うための活動がある。	3	2	1
4	いじめが起きないようにするための話し合いを授業で行っている。	3	2	1

Q6. 人との関わり方等についての授業で学んでいることについて質問します。 あてはまる数字に○をつけてください。		はい	どちらとも いえない	いいえ
1	他の人の気持ちを理解するための方法を学校で学んでいる。	3	2	1
2	けんかやいじめ等の問題を解決する方法を学校で学んでいる。	3	2	1
3	イライラしても上手にスッキリする方法を学校で学んでいる。	3	2	1

質問はこれで終わりです。最後に、答え忘れがないかもう一度確認してください。ありがとうございました。

学校生活・環境多面調査（アンケートB）

このアンケートは、みなさんの学校での生活をより良くするためにおこなうものです。
みなさんの成績等とは関係ありませんので、思ったままをこたえてください。

_____年 _____組 出席番号_____番

	Q1. 学校でのことや友だちとの関わりについて、あてはまる数字に○をつけてください。	とてもあてはまる	あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない	全くあてはまらない
1	先生はいじめ等をしっかりと <u>ちゅうい</u> してくれる。	5	4	3	2	1
2	誰かが悲しいときは自分も悲しくなる。	5	4	3	2	1
3	自分は嫌なことをされてもがまんする。	5	4	3	2	1
4	あなたが、いじめを止めようとしたら、味方してくれる友達がたくさんいる。	5	4	3	2	1
5	自分はよく笑顔でいる。	5	4	3	2	1
6	先生は相談しやすい。	5	4	3	2	1
7	イライラすることがよくある。	5	4	3	2	1
8	いじめる人にどんな理由でいじめをするのか尋ねることができる。	5	4	3	2	1
9	自分のクラスは、みんな仲が良い。	5	4	3	2	1
10	自分の意見を言うことができる。	5	4	3	2	1
11	いじめを見かけたら先生に伝えることができる。	5	4	3	2	1
12	友達や仲間と助け合おうと思う。	5	4	3	2	1
13	自分のクラスでは、上下の関係がなくみんな仲が良い。	5	4	3	2	1
14	先生は秘密を守ってくれる。	5	4	3	2	1
15	間違っ <u>た</u> 行為をした場合は、間違いを素直に認めることができる。	5	4	3	2	1
16	自分の気持ちを相手がわかるように伝えることができる。	5	4	3	2	1
17	いじめを見かけたら友達に相談することができる。	5	4	3	2	1
18	あなたは、嫌な人、嫌いな人と決めつけず、誰とでも仲良くしようとする。	5	4	3	2	1
19	先生は私たちの気持ちを良く分かってくれる。	5	4	3	2	1
20	クラスみんなのいい所をたくさん言える。	5	4	3	2	1
21	クラスの仲間の相談にのることができる。	5	4	3	2	1
22	自分のクラスでは仲間のよいところを見つけあっている。	5	4	3	2	1
23	いじめを見かけたら、あとで、いじめられていた子に声をかける。	5	4	3	2	1
24	自分の悪い所を改め、良い所を積極的に伸ばそうと思う。	5	4	3	2	1

質問はこれで終わりです。最後に、答え忘れがないかもう一度確認してください。ありがとうございました。

学校生活・環境多面調査（アンケートC）

このアンケートは、みなさんの学校での生活をより良くするために行うものです。
みなさんの成績等とは関係ありませんので、思ったままを答えてください。

_____年 _____組 出席番号_____番

Q1. 前回のアンケート以降のできごとを思い出してください。あなたは、以下のことをどれくらい経験しましたか。回数を書いてください。

1	だれ 誰かを、仲間はずれにした。	約（ ）回
2	だれ 誰かから、仲間はずれにされた。	約（ ）回
3	みんなで遊ぶときに、だれ 誰かを仲間に入れなかった。	約（ ）回
4	みんなで遊ぶときに、仲間に入れてもらえなかった。	約（ ）回
5	だれ 誰かのことについて、その人が嫌われるようなうわさ話をした。	約（ ）回
6	自分のことについて、自分が嫌われるようなうわさ話をされた。	約（ ）回
7	とも 友達と一緒に、だれ 誰かの悪口を言った。	約（ ）回
8	ふたり以上の人に、悪口を言われた。	約（ ）回
9	だれ 誰かに、乱暴なことをした。	約（ ）回
10	だれ 誰かから、乱暴なことをされた。	約（ ）回
11	だれ 誰かに、イライラをぶつけた。	約（ ）回
12	だれ 誰かから、イライラをぶつけられた。	約（ ）回

質問はこれで終わります。最後に、答え忘れがないかもう一度確認してください。ありがとうございました。

(3) いじめに特化した無記名アンケート

いじめられている児童生徒は、その事実を口頭で伝えることが難しい状況にあることが考えられます。そのため、無記名で学期に1回はアンケートを実施します。なお、「いじめ」という言葉を使わずに作成しているのは、実際にいじめられている児童生徒が心理的に構えることなく回答しやすくするためです。

せいかつアンケート（例）【小学校第1～3学年用】

() ねん

- 1** いまのがくねんになって、いやなことをいわれたり、されたりしたことがありますか？

ア ある →

だれから？
それは、どんなことですか？

イ ない

- 2** いま、いやなことをいわれたり、されたりしていますか？

ア はい イ いいえ

↓

だれかにそうだんしましたか

↓

ア した → []

↓

イ していない それはなぜですか？

ア そうだんすると、もっといやなことをされそうだから。

イ そうだんしても、かいけつできないとおもうから。

ウ そうだんするのが、はずかしいから。

エ だれにもをしられたくないから。

オ そのほか ()

生活アンケート(例)【小学校第4～6学年・中学校用】

() 年

問1 あなたは、今の学年になって嫌なことを言われたり、されたりしたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

ア ある ※「ア ある」に○をつけた人→問2から。

イ ない ※「イ ない」に○をつけた人→問7から。

問2 それは、だれからですか。当てはまるものにすべて○をつけてください。

ア 同級生(同じクラスの人) イ 同級生(別のクラスの人)

ウ 上級生 エ 下級生 オ 他の学校の人 カ その他()

問3 それは、どんなことですか。当てはまるものにすべて○をつけてください。

ア 冷やかしかからかい、悪口等を言われた。

イ 仲間はずれや集団による無視をされた。

ウ たたかれたり、けられたりした。

エ お金や持ち物をとられた。

オ 自分の物を隠されたり、汚されたり、壊されたりした。

カ 嫌なことや恥ずかしいことを無理やりさせられた。

キ スマホやタブレット等で、悪口を書きこまれたり、嫌なことをされたりした。

ク その他()

問4 それは、今も続いていますか。

ア 続いている イ 続いていない

問5 それを、だれかに相談しましたか。

ア 相談した ※「ア 相談した」に○をつけた人→問7から。

イ 相談していない ※「イ 相談していない」に○をつけた人→問6から

問6 どうして相談しなかったのですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

ア 相談するともっとひどくなると思うから。

イ 相談しても解決できないと思うから。

ウ 相談するのは恥ずかしいから。

エ 嫌なことを言われていることやされていることを知られたくないから。

オ その他()

問7 今の学年になって、誰かが嫌なことを言われたり、されたりしているのを見たことがありますか。

ア ある ※「ア ある」に○をつけた人→問8から。

イ ない ※「イ ない」に○をつけた人→問9へ。

問8 あなたは、それを見たときにどうしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

ア 嫌なことを言ったりしたりしている人に注意したり、やめさせたりした。

イ はやし立てたり、笑ったりした。

ウ だまって見ていた。

エ 先生に相談した。

オ 友だちに相談した。

カ いやなことを言われたりされたりしている人の話を聞いたり、励ましたりした。

キ その他()

問9 相談することができる電話(子どもホットライン24)があることを知っていますか。

ア 知っている イ 知らない

実施日 年 月 日

生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが充実した高校生活を送ることができるようにするために実施するものです。自宅へ持ち帰り、日頃の高校生活を振り返って、正直に記入してください。

なお、回収方法やその後の対応については、個人のプライバシーに十分配慮します。

当てはまるものに☑を付け、「ある」の場合は、可能であればその内容を記入してください。

問1 あなたは、前回の調査から今日までの間、同じクラスや学年だけでなく、違う学年や他の学校の生徒から、下記のようなことをされて、嫌な思いをしたことはありますか？

☐ ある → 具体的な内容

(.....)

☐ ない

問2 あなたは、前回の調査から今日までの間、同じクラスや学年だけでなく、違う学年や他の学校の生徒が、下記のようなことをされているのを見たり、聞いたりしたことはありますか？

☐ ある → 具体的な内容

(.....)

☐ ない

〈参考〉嫌な思いとは（例）

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金銭や物品をたかられる
- ・金銭や物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・その他

(4) その他のアンケート調査

学校生活アンケートの他にも、全児童生徒への教育相談を行う際の資料的な扱いとするためのアンケートや、いじめの問題等が発覚した場合やその可能性が高い場合に、実情に関するより詳細な情報を得るためのアンケートがあります。

① 相談者を記入させる例

「学校生活アンケート」に次のような質問項目と記入欄を付け加えて、相談したい教職員等を生徒に自己決定させることも考えられます。これは「学校全体で守っていく、支えていく」といった姿勢を、生徒に感じ取らせることができます。

【例】 学校にいる人（校長先生、教頭先生、担任や部活動の先生、養護の先生、事務の先生、給食の先生、スクールカウンセラーや心の教室相談員の方等）で相談を聞いてほしいことがありますか。（ある・ない）

※「ある」と答えた人へ

誰に聞いてほしいですか？（ ）

都合がよいのはいつですか？（ ）

② 記述式で行う例

実情に関するより詳細な情報を得るために「いやな思いをしたことがありますか」、「それは、どのようなことですか」や、「いじめやいじめのようなことを受けている人や悩んでいる人はいますか」、「それは、誰で、どのようなことですか」等を、主に記述式で行う場合です。ただし、記述式のアンケートを教室で一斉に行う際は、周囲の目が気になって真実が書けないことも考えられます。そのような場合は、全員が記述する項目を付加し、いじめについて記述している児童生徒が目立たないようにする配慮が必要です。

アンケート調査の結果を分析する時の注意事項

- アンケート調査に、必ずしも正直な回答をしているとは限らない、ということ。
 - アンケート調査だけでいじめを発見できるとは限らない、ということ。
- つまり、アンケート調査は補助的資料であって、万能ではないことを念頭に置き、日常の観察や面談等を通して、総合的に児童生徒理解を図ることが大切です。

③ 「相談ポスト」の設置及び周知

記述式アンケートの回収方法の一つとして、「相談ポスト」の設置が考えられます（P 19 参照）。これは、秘密を守る（安心感を与える）ために効果があります。設置場所は、職員室・保健室・相談室等の前等が考えられます。アンケートの目的や学校の実態に応じて設置場所を工夫する必要があります。なお、設置するだけではなく学校通信や全校集会等で全児童生徒に知らせておくことが、早期発見につながります。

7 家庭用チェックリストの活用 ～保護者の視点から～

(1) 家庭用チェックリストの基本的考え方

文部科学省の調査によると、どの校種とも「保護者からの訴え」がいじめの発見のきっかけとなっていることが少なからずあることが分かります。いじめられている児童生徒は、家庭でも多くのサインを出していることが考えられます。いじめを早期に発見するためには、保護者の観察と協力が必要です。そこで、いじめられている児童生徒のサインをいち早くキャッチするために、家庭用チェックリストを活用します。

(2) 家庭用チェックリストの項目

いじめられている児童生徒は、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から打ち明けない場合も多いと思われます。しかし、何らかのサインを出していることが考えられます。いじめを早期に発見するために、下の項目のチェックを保護者に依頼します。

【いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリストの項目（例）】

日常生活	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、擦り傷やあざ等がある。	
	登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。	
	寝つきが悪い、食欲が急に落ちた、笑顔が減った。	
	意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。	
	死や非現実的なことに関する本やインターネット等の情報に関心を持つようになった。	
	「どうせ自分はだめだ」等の自己否定的な行動を口にするようになった。	
	妙にニコニコしたり、気をつかいすぎたりすることが多くなった。	
友人関係	親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。	
	電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった。	
	学校や友達に対する不平や不満を口にするが多くなった。	
	転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたい等の話をするようになった。	
家族	ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりをしたりするようになった。	
	家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。	
持ち物	持ち物や勉強道具等がなくなったり、落書きをされたりしている。	
	カッターナイフ等の刃物をカバンやポケットに入れている。	
	家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりするようになった。	

【出典】いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）（令和2年福岡県教育委員会）

※ 項目については、発達段階や学校の実態に応じて工夫してください。

(3) 家庭用チェックリストの活用方法

① いじめの早期発見の調査として活用する場合

全家庭に家庭用チェックリストを配布し、回収した後、担任が集約します。質問項目に○がついている児童生徒の家庭には、速やかに家庭訪問を行う等して実態把握に努めます。

なお、家庭への配布に際しては、いじめに関するリーフレット等を同時に配布し、趣旨や回答方法を周知することや、秘密を厳守するために封筒に入れて回収すること等に配慮することが大切です。

また、学級の児童生徒の中で気になることがあったとき、情報を得たり、状況を把握するために、下に示すような項目を追加したりすることも考えられます。

家庭用チェックリストの付加項目（例）

下記の項目をお子さんに直接たずねて、回答を記入してください。

1	あなたのクラスに、仲間はずれにされている人はいませんか。	いる	いない
2	あなたのクラスに、よく嫌がらせをされている人はいませんか。	いる	いない
3	あなたは、困ったときに相談できる友達がいますか。	いる	いない
4	あなたは、困ったり、悩んだりしたときに相談できる先生はいますか。	いる	いない

その他、お子様の様子で気になることがあれば記入してください。

--

② 気になる児童生徒の家庭で状況調査として活用する場合

「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用を通して気になる児童生徒がいるときは、速やかに家庭訪問等を実施します。その際に、「家庭用チェックリスト」を使って、家庭での様子等を把握し、いじめの早期発見・早期対応に生かします。

③ 保護者会等での資料として活用する場合

学級懇談会や学年保護者集会等で、いじめの早期発見のための資料として配布します。家庭での実施方法等を説明し、気になることがあれば直接担任に連絡をするようお願いして、早期発見・早期対応に役立てます。

第4章 いじめの早期対応の取組

1 いじめられた児童生徒への対応

対応のポイント

一次対応（緊急対応）

- いじめの事実関係を、正確に把握します。
- いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、心のケア等の支援をします。
- 校長及び関係教職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

二次対応（短期対応）

- 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整えます。

三次対応（長期対応）

- いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進します。

(1) 一次対応（緊急対応）

① 事実関係の把握

いじめを発見した教職員は、「その時」に「その場」で、いじめの行為をやめさせるとともに、いじめにかかわる児童生徒に適切な指導を行います。また、本人からの訴えでいじめがわかった場合は、すぐに本人から話を聞きます。しかし、それ以外の方法（アンケート調査、保護者の訴え等）で、いじめがわかったときは、すぐに本人から話が聞けない場合もありますが、情報を共有するとともに、迅速に適切な対応をします。

いじめられた児童生徒は、保護者や教職員に自分がいじめられていることを話したがない、または認めようとしない場合があります。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）、等さまざまな理由が考えられます。また、教職員や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もあります。したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする必要があります。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要です。

聴き取りに際しては、担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教職員等が対応する等、学校全体で組織的に対応する必要があります。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？【加害児童生徒と被害児童生徒】
- いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…【内容】
- いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

【要注意】

・児童生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること。
・必ず記録に残すこと。

② 安全確保と心のケア等による支援

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人にとっては大きな決断であり大変勇気のいる行動です。そこで、いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、「場所」、「時間」等に慎重な配慮を行います。そして、いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聴くとともに、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。また、いじめられている児童生徒や、いじめの情報を伝えた児童生徒を徹底して守るために、「登下校」、「休み時間」、「清掃時間」、「放課後」等においても、教職員の目の届く体制を整備します。さらに、いじめられた児童生徒の心的状況を把握し、状況に応じてＳＣとの面談を実施し、心を和らげることができるよう努めます。緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・校内適応指導教室等）が考えられます。

③ 関係者への報告・連絡・相談

いじめの事実を確認後、いじめられた児童生徒からの聴き取った内容を時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係教職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします。保護者への報告は、複数（報告する者・メモに残す者等役割分担）の教職員で家庭訪問し、直接話をします。

いじめを訴えた保護者から
不信感をもたれた教職員の
言葉の例

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありませんでした。
- ・どこかに相談に行かれてはどうですか。等

(2) 二次対応（短期対応）

〈支援体制の確立と支援〉

いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができている教職員（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。その際は、児童生徒とかかわりの深い教職員数名でプロジェクトチームを組織し、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていくことが大切です。また、いじめられた児童生徒及び保護者の心の安定が必要な場合や、学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合は、関係機関との連携が有効です。関係機関と連携することで、問題を客観的にとらえ直し、協働して解決を図ることにつながります。

支援体制確立による児童生徒支援

「校内いじめ対策委員会」等において、いじめられている児童生徒の指導・支援の方策案を立てます。

支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解します。

いじめられている児童生徒と信頼関係が最もできている教職員を中心とした、プロジェクトチームを組織します。

担当者となった教職員が中心となって、情報を共有化しながら児童生徒を支援します。

児童生徒に関わりの深い教職員数名が、担当者の日常的な指導や支援に対してサポートしていきます。

※ プロジェクトチームのメンバーは、担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、部活動顧問、ＳＣ等、ケースに応じて構成します。

(3) 三次対応（長期対応）

〈対人関係能力の向上と適応促進〉

いじめられた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いたり再発したりする可能性があります。したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う必要があります。

また、いじめられた児童生徒の対人関係能力の向上や改善のために、児童生徒の発達段階に応じた『ソーシャルスキルトレーニング（※１）』や『アサーショントレーニング（※２）』等を行うことも有効だと考えられます。その際は、養護教諭やＳＣ等の協力のもと、個別のプログラムを開発する必要があります。

さらに、いじめの深刻さ（いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合や、いじめが原因で不登校となっている場合等）によっては、相談室や校内適応指導教室等での別室登校、いじめられている児童生徒、又はその保護者が希望する場合には、学級編成に配慮したり、教育委員会や関係学校長等と協議の上、転校の措置についても検討したりする等の対応が必要です。

※１ ソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）とは、認知行動療法の一つで、人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法を身につけさせる学習のこと。コミュニケーション技術を向上させることによって、人間関係上の困難さや悩みを解決しようとする技法である。

※２ アサーショントレーニングとは、ソーシャルスキルトレーニングの中で、特に自己主張に関する技法を中心としたもの。攻撃的（＝アグレッシブ）な表現や非主張的（＝ノンアサーティブ）な表現との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（＝アサーション）について学ぶ。自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮する、自分も相手も大切にしたいコミュニケーションのやり方を学習すること。

いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

- １ いじめに係る行為が止んでいること
少なくとも３か月、「いじめが止んでいる状態」が継続している。
- ２ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
「被害児童生徒本人」及びその「保護者」に対し、面談等により確認する。

【いじめ防止のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日 文部科学大臣決定・平成２９年３月１４日改定）】

2 いじめた児童生徒への対応

対応のポイント

一次対応（緊急対応）

- いじめの事実と経過を、複数の教職員で確認します。
- 校長、関係教職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝えます。

二次対応（短期対応）

- いじめの態様等により指導方針を立案し、教職員間の共通理解を図ります。

三次対応（長期対応）

- 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導します。

(1) 一次対応（緊急対応）

① 事実関係の確認

いじめた児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしない場合があります。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。そのような時に事情を聴く教職員は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。そして、心理的な孤独感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、「毅然とした対応」と「粘り強い指導」を行い、いじめられる側の気持ちを認識させます。また、いじめた児童生徒が複数の場合は、複数の教職員で同時に別室にて、事実と経過を聴きます。

事実関係の確認は、「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた児童生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取ります。

なお、「事実確認」と「指導」は、明確に区別します。事情を聴きながら指導すると、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあるので注意が必要です。

② 関係者への報告と確認

いじめの事実を確認後、いじめた児童生徒から聴き取った内容を時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係教職員に報告します。複数の教職員で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握します。なお、いじめの問題の解決のためには、児童生徒への指導内容や方法等を保護者に説明し、理解していただくことが大切です。保護者との信頼関係を築くためには、受容・共感的な態度で接することが肝要です。

適切な連携がないため、
保護者から発せられた
言葉の例

- ・ いじめられる理由があるのでは…
- ・ 学校がきちんと指導していれば…
- ・ なぜもっと早く連絡をくれなかったのか…

(2) 二次対応（短期対応）

〈いじめの態様に応じた適切な対応〉

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」「言葉での脅し」「たかり」「暴力」等があります。最近の傾向として、「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

① 「冷やかし・からかい」への対応

発達上の個人差や性格、行動等を口実にしている場合が多いと考えられます。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れずに、教職員が見過ごしてしまうこともあります。そのため、いじめている児童生徒も、自分がいじめているという認識が希薄になりがちです。したがって、指導に当たっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さに気付かせるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを理解させることが大切です。

② 「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

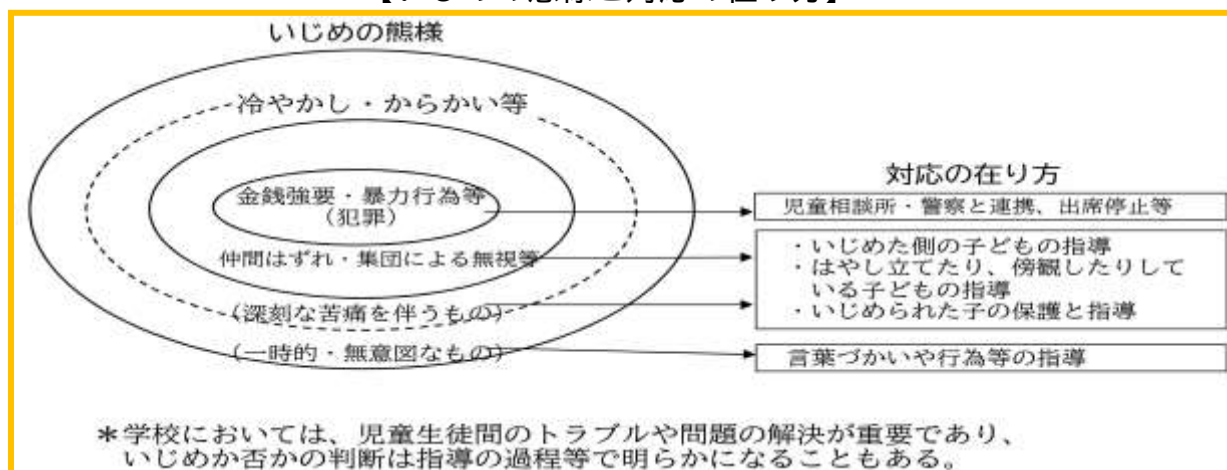
「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしている場合が多いと考えられます。そのため、いじめている児童生徒の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張します。制裁の手段としての意識も強く、いじめているという認識が全くない場合もあります。また、加害・被害の立場が逆転しやすいのも特徴です。したがって、指導に当たっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し受容することです。その上で、よりよい解決策を導き出す必要があります。

③ 「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応

力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられます。「言葉での脅し」「たかり」は「恐喝」であり、「暴力」は「暴行・傷害」です。刑法に触れる犯罪行為は、たとえ児童生徒であっても許されることはありません。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることも少なくありません。

したがって、指導に当たっては、関係機関との連携が不可欠です。教育委員会や児童相談所、警察との連携によって、出席停止等の措置を含めた毅然とした対応が必要です。

【いじめの態様と対応の在り方】



【出典】福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会）

(3) 三次対応（長期対応）

〈保護者との信頼関係の構築と人間関係づくり〉

いじめている児童生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがあります。自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合があります。そのためには、日頃から保護者との信頼関係を築き、共に児童生徒の成長を願い、協働していく姿勢が大切であることを共通理解しておく必要があります。

また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を継続して行います。

「中和の技術」 ～いじめ正当化のストラテジー～

「中和の技術」とは、マッツァとサイクスによる非行研究の中で明らかにされた心的メカニズムです。自分の加害行為を正当な報復であると言い換えるものです。自責の念を緩和したり、他者からの非難や制裁の矛先を転化したりする働きがあります。

1 「責任の回避」

自分の積極的意志でやったのではなく、「仕方がなかったのだ」、「やらなかったら自分がやられる」、「みんなもやっていることなのだ」と考える。

心的メカニズム：やらされた（させられた）と思うことで、良心の呵責を中和する。

2 「危害の否定」

「相手にたいした害を与えていない」、「口で言っただけで暴力はふるっていない」、「相手はそれほど傷ついていない」と考える。

心的メカニズム：外傷や目に見える被害がないことを理由に、相手への危害を否定する。

3 「被害者の否定」

「相手はやられて当然のことをした」、「みんなと同じようにできない」、「約束を破ったからやられるのは仕方ない」と考える。

心的メカニズム：規範や制裁を理由に、相手への危害を正当化する。

4 「非難者への非難」

「自分だっていじめられた経験がある」、「非難する人は、状況を知らないからだ」、または、「大人も同じようなことをしている」と考える。

心的メカニズム：もっと悪いヤツがいる、自分はまだマシな方だとして罪を逃れようとする。

5 「高度の忠誠心への訴え」

「より大切な、または、身近なグループの仲間に対する忠誠のためにやった行動であり、自分の所属集団のルールからすれば間違っていない」と考える。

心的メカニズム：集団の要請に応えたものとして、責任を回避する。

いじめに関して教職員が児童生徒に事実確認をするときは、上記のような心的メカニズムが作用している場合があることを十分認識する必要があります。

したがって、事実を正確に把握するためには、当事者の言い分だけでなく、日頃の観察や当事者以外の言動も考慮して、適切に判断することが大切です。

3 周りの児童生徒に対しての指導の在り方

対応のポイント

一次対応（緊急対応）

- いじめを当該児童生徒だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考えさせます。

二次対応（短期対応）

- 「学級活動」や「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育等を充実させます。

三次対応（長期対応）

- 共感的人間関係づくりに努めます。

(1) 一次対応（緊急対応）

「観衆・傍観者」から「仲裁者」への転換

いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要です。当該児童生徒だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの「観衆・傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促します。その際、「観衆・傍観者」であったことを責めるのではなく、心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを、児童生徒に伝えていくことに重点を置いて指導することが重要です。

(2) 二次対応（短期対応）

「学級活動」や「特別の教科 道徳」及び道徳教育の充実

① 「学級活動」

全国で発生したいじめの事例を参考にして、ロールプレイングを取り入れた授業を、発達段階に応じて工夫をして実践してみましょう。また、学級活動等で、いじめをはじめ、学級の問題を児童生徒の力で解決していく取組も取り入れましょう。問題の状況や程度に十分に配慮しながらも、学級集団や学年集団で解決できる力を、計画的・組織的に育てておくことが大切です。

② 「特別の教科 道徳」及び道徳教育

一人一人の児童生徒が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりをしていくために、「特別の教科 道徳」の指導内容を重点化します。そして、日頃から計画的に「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」等の内容を充実していくことが大切です。そのために、年間指導計画の見直しをするとともに、適切な資料を選定し、児童生徒の心に響く「特別の教科 道徳」の時間となるよう工夫することが大切です。その際最も大切なことは、学んだ道徳的価値に照らして自分自身を見つめさせることです。

道徳教育の目標は、あらゆる教育活動を通して、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことであることを、教職員は日常から意識しておくことが大切です。

(3) 三次対応（長期対応）

① 共感的人間関係づくり

違いを認め、尊重し合う「共感的人間関係」をつくることが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫する必要があります。

② 自己存在感が味わえる学級づくり

児童生徒一人一人に活躍の場をつくることが大切です。「できた・分かった」を実感できる授業の創造や「一人一役」の係活動、教室の作品掲示等、一人一人が「自己存在感」を味わえるような工夫を心掛けます。

その他の留意点

【児童生徒に対しての留意点】

- 「いじめを絶対に見逃さない」という意志と態度を、学級・学年・学校全体に示します。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

【教職員としての留意点】

- 日々発生する様々な事案全てを、「組織」の全メンバーが毎日のように顔をそろえて検討することは困難なことです。いじめか否かを発見者の個人的な判断に委ねることなく、「組織」で行うことが大切です。また、発見から認知、解消までの手順についての共通理解を徹底しておくことが重要です。
- 外部専門家や相談機関等との連携を考える際には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の2つの視点を意識します。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。また、日頃からの交流があれば、問題行動等が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。
- いじめに関して教職員間で共通理解を図るためには、時間を確保し、共有したい知識や情報に基づいて、すべての教職員が感想や意見を述べ合い、全員で納得できる範囲や内容を確認することが大切です。その際、それぞれの教職員がこれまでに蓄積してきた知識や情報、経験等と、これから共通理解を図ろうとする内容とを突き合せた上で、各自が納得できるまで話し合うことが大切です。
これを「認識の共有」といいます。
- 「学校いじめ防止基本方針」が適切に策定され、それを実行するための「組織」が作られていれば、児童生徒の変化やトラブルに気付いた時の手順も決められているはずです。いじめに対する認識が教職員間で統一されていさえすれば、教職員の行動にばらつきが出てくることはありません。
これを「行動の一元化」といいます。

※ 「認識の共有」と「行動の一元化」は、教職員個人による「いじめの抱え込み」を防ぎます。

4 保護者への対応における配慮事項

対応のポイント

一次対応（緊急対応）

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教職員で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

二次対応（短期対応）

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

三次対応（長期対応）

- 今後の学校での対応を伝え、保護者の理解と協力を依頼します。

※ 問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられます。

対応の留意点

被害児童生徒の保護者への対応

わが子が、いじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をすることが大切です。また、新しく分かった事実や学校の指導方針は逐次報告します。さらに、学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握します。

加害児童生徒の保護者への対応

事実関係及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。そして、問題の発生を児童生徒の成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たります。また、暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要です。

他の児童生徒の保護者への対応

誤った情報の流布や情報の錯綜等が生じないように、十分な対応・配慮を行います。また、説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないように十分に配慮します。

対応で心掛けること

- それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応します。
- 保護者と直接会って、事実を正確に伝えます。
- できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教職員が同行します。
- 一回限りとせず、保護者との情報交換を継続し、誠意を伝える努力をします。
- 伝えるべき内容は、分かりやすい言葉で明確に自信をもって伝えます。

5 関係機関・相談機関との連携

連携の必要性

学校における指導・援助には、専門性・時間・機能等の面で学校の範囲を超える場合があることについて、共通認識・共通理解をしておく必要があります。特に教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- 1 心理的なケアが必要であると判断した場合
- 2 児童生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- 3 問題行動を繰り返す児童生徒の処遇や、出席停止等に関する場合
- 4 学校間・異年齢にまたがる集団が対象の場合 等

具体的な連携先

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて下記のような関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立することが必要な場合があります。

- 1 学校に関すること：子どもホットライン 24、県教育センター、市町村教育相談室 等
- 2 家庭に関すること：児童相談所、県社会教育総合センター、精神保健福祉センター 等
- 3 非行に関すること：県警察本部少年課、児童相談所、少年サポートセンター、ヤングテレホン 等

連携のための注意点

- 1 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後は任せきりになったりしてしまうと学校と児童生徒・保護者の信頼関係が損なわれてしまう恐れがあります。
- 2 関係機関・相談機関との連携は、担任や担当教職員が自分の判断で行うものではなく、校長が判断し、学校の指導体制の一貫として行うことが重要です。
- 3 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを受け止めながら、保護者が学校や教職員への不信感を生まないように配慮をし、信頼関係を築く必要があります。
- 4 関係機関・相談機関に関する情報（専門分野・業務内容・治療方針・相談方法・申込方法・所在地・電話番号・経費等）を、一枚に整理する等して日ごろから把握しておくが大切です。

第5章 早期発見・早期対応のための校内体制

1 校内いじめ対策委員会の設置

いじめの早期発見・早期対応のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要です。

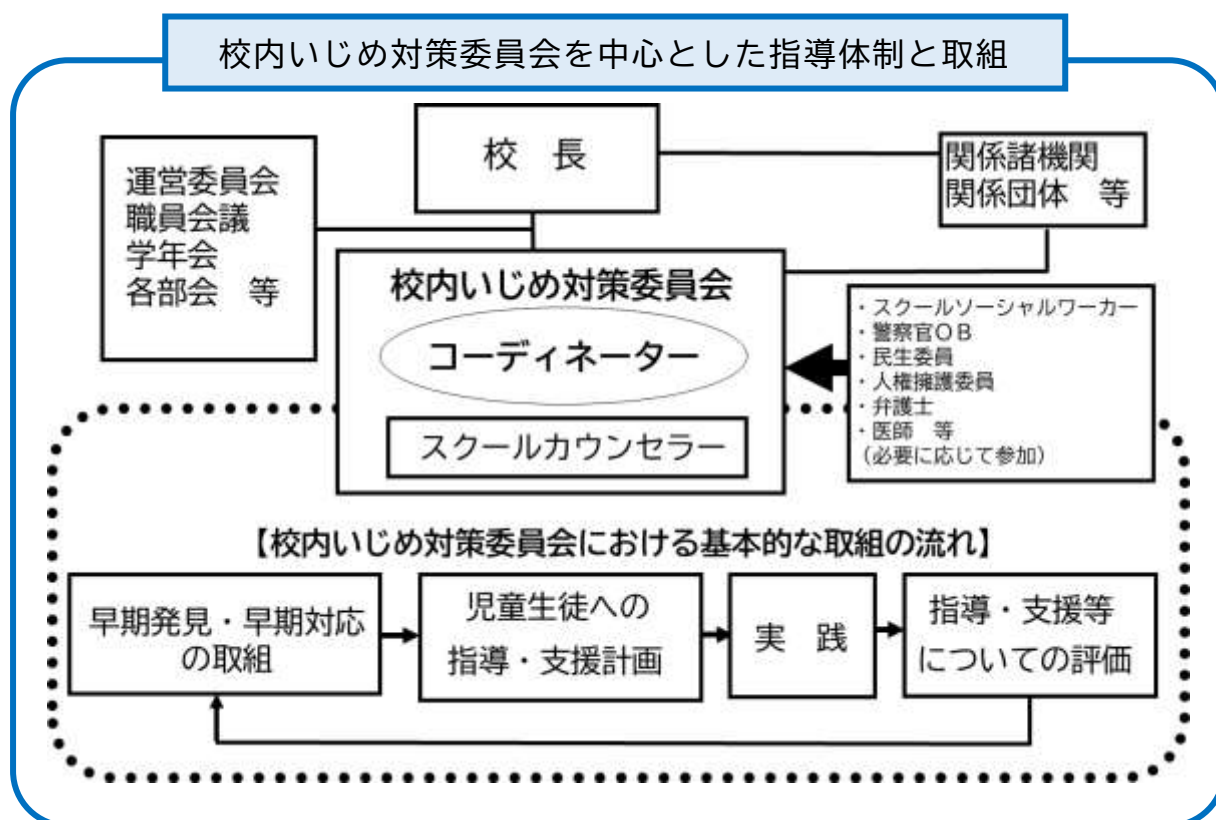
そのために、校内いじめ対策委員会を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教職員やＳＣ等の専門スタッフを位置付けておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。いじめの早期発見・早期対応の取組や教育相談等の具体的な実施について、会議を月１回以上計画的に開催するとともに、いじめが発見された時は早急に開催することが重要です。

(1) 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を、「校内いじめ対策委員会」で正確に集約し、指導方針や対応策についての協議を受けて、全教職員に周知・徹底します。また、教育委員会には、迅速かつ確実に報告し、連携を図らなければなりません。

(2) 役割分担の明確化

校内いじめ対策委員会では、生徒指導主事(生徒指導担当)や養護教諭、学年主任等が、職責に応じて役割と責任を明確にして、対応内容を分担します。特に、会の運営および連絡、調整の役割を果たすコーディネーターを明確に位置付けることが重要です。



【校内いじめ対策委員会のメンバー（例）】

区分	所属・職名 等	主な役割等
学校	校長、副校長、教頭	
	生徒指導主事等	生徒指導担当の主幹教諭や生徒指導担当（小）、教育相談担当者等がコーディネーター役
	学年主任	学年内の取組の調整
	養護教諭	S Cとの連携
	関係教職員	担任、学年担当者等
	S C	心理の視点からの助言
事案に応じて参加する外部専門家	S S W	福祉の視点からの助言
	警察官 O B 等 （スクールサポーター）	管轄警察署との連携
	ケースワーカー、家庭児童相談員	児童相談所や福祉部局のケースワーカー等との連携
	民生委員、児童委員	市町村の関係部局との連携
	人権擁護委員	法務局との連携
	弁護士	市町村の顧問弁護士や県の学校支援チーム等を活用して、法的な視点からの助言
	医師	校医や市町村・県の学校支援チーム等からの専門的な助言

2 生徒指導部等の役割

生徒指導部等は、教務部等との連携を図りながら、いじめ等の未然防止に向けた積極的生徒指導の推進に努めるとともに、「校内いじめ対策委員会」等との連携を図り、教育相談活動の充実や家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ等生徒指導上の諸問題に関する取組を推進します。さらに、いじめの問題に関する教職員の校内研修を計画的に実施します。

(1) 年間計画の作成・推進

生徒指導部は生徒指導の年間計画をもとに、いじめの問題に対応していく体制を整えるとともに、各学年・学級において、確実に実施されるよう推進役を務め、教職員の意識の向上を図ります。また、いじめの問題に直面した担任への支援や助言を行うことも大切な役割です。

【いじめの早期発見・早期対応のための年間計画(例)】

月	内 容
4	児童生徒理解のための職員会議① いじめに特化した無記名アンケート簡易版①の実施
5	学校生活アンケート①の実施 教育相談週間の実施①（アンケートをもとにした個人面談）
6	いじめに特化した無記名アンケート①の実施
7	学校生活・環境多面調査①の実施
8	児童生徒理解のための職員会議②、いじめに関する校内研修会
9	いじめに特化した無記名アンケート簡易版②の実施
10	学校生活アンケート②の実施 教育相談週間の実施②（アンケートをもとにした個人面談）
11	学校生活・環境多面調査②の実施
12	いじめに特化した無記名アンケート②の実施 いじめに関する校内研修会
1	いじめに特化した無記名アンケート③の実施
2	学校生活アンケート③の実施 教育相談週間の実施③（アンケートをもとにした個人面談）
3	学校生活・環境多面調査③の実施 児童生徒理解のための職員会議③

※ 少なくとも月に一回は、下記のいずれかのアンケートを実施

- ・ いじめに特化した無記名アンケート簡易版
- ・ いじめに特化した無記名アンケート（学期に1回、年3回）
- ・ 学校生活アンケート
- ・ 学校生活・環境多面調査 等

(2) 教育相談体制の充実

定期的な教育相談は、いじめの未然防止や早期発見につながります。教育相談の実施に当たっては、全校の体制を整える必要があります。例えば全校児童生徒を対象とした「教育相談週間」等を設け、相談相手は、学級担任に限らず、児童生徒の希望に応じる等の工夫をしながら、児童生徒が相談しやすい体制づくりを心がけることが大切です。

(3) いじめの問題の発生要因の分析 ～いじめの問題の再発防止に向けて～

いじめの問題については、問題解決後に生徒指導部が中心となっていじめの発生要因を分析するとともに、「いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針」等を提案し、全校の取組につなげます。「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、いじめの問題から学んだことをどう生かすかを協議することが、再発防止につながります。

3 職員会議・校内研修会

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、職員会議や、教職員自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。いじめを予防するための職員会議や校内研修会は、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。特に、校内研修会では、学校いじめ防止基本方針の趣旨等についての共通理解や事例研修、ロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

(1) 職員会議

職員会議は、「校内いじめ対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協働して未然防止や問題解決に取り組もうとする意識や意欲を高めることが大切です。

児童生徒理解のための職員会議(例)

- 《ねらい》 児童生徒一人一人の能力・特性や友人関係等を把握し、情報を共有するとともに、指導の基本的な方針を確認します。
- 《実施時期》 児童生徒の変容をとらえるために、学年当初（４月）、夏季休業中（８月）、学年末（３月）の年３回実施します。
- 《方法》 生徒指導主事等が作成したチェックリストの様式をもとに、担任が事前に記入したものを資料とします。年度当初（４月）の職員会議では、前年度の作成資料または引継ぎ資料を活用します。学校規模によっては、学年ごとに実施すること考えられます。会議では担任が資料をもとに、気になる児童生徒について状況を説明します。学級ごとに質疑を行い、情報の付加・修正をしながら共有するとともに、指導の基本的な方針を確認します。最後に、ＳＣ等から専門的な助言を受けます。
- 《配慮事項》 作成した資料の扱いについては、児童生徒の個人情報として、学校における守秘義務の原則に従い、十分な配慮が必要です。

生徒指導主事(生徒指導担当)等が資料の様式を提示する



学級担任が様式にしたがってチェックリストを作成する



職員会議 ※学校の規模によっては学年会議
○学級担任の説明⇒質疑応答、ＳＣ等の助言

【「チェックリスト」《ダイジェスト版》を活用した資料様式（例）】

《ダイジェスト版》活用シート

○ 年 △ 組

児童生徒名	チェック月			児童生徒を観るポイント
	4 月	8 月	3 月	
Aさん	クケ	クケ		ア 遅刻・欠席・早退等が増えた。
Bさん	イ	なし		イ 朝の健康観察の返事に元気がない。
Cさん	イキセ	イ		ウ 教室には入れず、保健室等で過ごす時間が増えた。
Dさん	なし	ケ		エ 学習意欲の低下や宿題等の忘れ物が増えた。
Eさん	なし	タセ		オ 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
				カ グループにするとともに、机を離されたり避けられたりする。
				キ 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
				ク 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
				ケ 遊び仲間が変わった。
				コ 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
				サ 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
				シ 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
				ス 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
				セ 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
				ソ 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
				タ 急に部活動をやめたい、変わりたいと言いつ出す。
				チ グループ分け等でなかなか所属が決まらない。
				ツ 本意でない係や委員にむりやり選出される。
				テ 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
				ト 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
				ナ 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。
気になる児童生徒の行動等について				
Aさん	4月中ごろから、休み時間に遊ぶ友達が変わってきた。			

(2) 校内研修会

校内研修会は、自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として力量を高めることを目的として実施するものです。いじめの問題に関する校内研修会においては、教職員自身の感受性や共感性を高めることや、組織的対応のための共通理解を図ることを目的として、実効性のある研修会を実施することが求められます。

① いじめの問題についての適切な認識と共通理解に関する研修会の実施

年度当初に、いじめの定義及び基本認識の確認、学校いじめ防止基本方針におけるいじめの防止等に関する共通理解を図る研修会等を開催し、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、教職員の危機意識を高めるとともに、本手引等を積極的に活用しながら、いじめの問題に関する取組の計画的な実施について共通理解を図ります。

【学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会の進め方（例）】

(ア) 研修会の目的と進め方の説明（５分程度）
○ 目的・・・いじめの問題に関する危機意識を高めるとともに、学校いじめ防止基本方針に関する共通理解を図る。 ○ 進め方・・・５０分間の研修会の流れを説明する。
(イ) いじめの現状の理解（１０分程度）
○ 内容・・・いじめの現状を理解し、いじめの定義及び基本認識を確認する。
(ウ) 本校におけるいじめの問題の実態把握（５分程度）
○ 調査等の分析・・・事前に実施した「学校生活アンケート」等の結果をもとに、実態把握と現状理解を行う。
(エ) 本校における学校いじめ防止基本方針の共通理解（２０分程度）
○ 認知方法等・・・いじめを発見した場合の連絡・報告・相談等の流れを説明する。 いじめの問題に対する学校の指導方針、校内生徒指導体制、校内教育相談体制の整備について説明する。 ○ 早期発見・・・いじめの早期発見のために月毎に実施するアンケートの内容や、「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリスト」、「家庭用チェックリスト」等の項目および活用方法等を説明する。 ○ 早期対応・・・報告体制や報告の在り方、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、周りの児童生徒等への指導・援助の在り方について説明する。
(オ) 質疑応答等（１０分程度）
○ 質疑応答・・・学校の指導方針および指導体制についての質疑応答を行い、校内のいじめの問題への対応について共通理解を図る。 ○ 管理職によるまとめ

② いじめの問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修会の実施

夏季休業期間等において、いじめの問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化、教職員のカウンセリング能力の向上等の研修会を開催し、児童生徒の心の動きを敏感にとらえる豊かな感受性と、苦しみを理解し支える共感性を高めます。また、研修会の開催に当たっては、ＳＣ等の専門家を活用して、具体的なカウンセリングの技法についての理解等、教職員の実践的な指導力の向上を図ります。

【いじめの問題に関する事例研修の進め方（例）】

（ア） 事例研修の目的と進め方の説明（１０分程度）
○ 目的・・・事例研修を通して、解決すべき課題を発見する力を養うとともに具体的かつ実践的な解決策を作成することができるようになる。 ○ 進め方・・・９０分間の研修会の流れを説明する。
（イ） 事例の提示（５分程度）
○ 資料・・・資料はＡ４用紙１枚にまとめる。内容は、いじめの概要を時系列に整理したものにする。指導の内容や経過は記載しない。
（ウ） 課題の焦点化（１０分程度）
○ 質疑応答・・・参加者は、いじめの状況の理解や対応の在り方を考えるために必要な情報について質問する。事例提供者は、簡潔に答える。
（エ） 対応策の検討（５０分程度）
○ 個人研修・・・課題解決に向けて、個人で対応策を考え、指導方針や手順等を考える。 ○ グループ（４～５人）協議・・・具体的で実行可能な対応策を、事実に基づいて検討する。 ○ 全体協議・・・各グループの発表をもとに、参加者全員で、学校としての対応策を検討する。質疑応答を行い、全体で協議し深める（必ずしも一つの結論として解決策をまとめなくてもよい）。
（オ） まとめ及び指導助言（１５分程度）
○ まとめ・・・事例提供者が実際に行った指導方法や経過及び結果について説明する。また、今後の対策について述べる。 ○ 指導・助言・・・ＳＣ等の講師による指導・助言を行う。

③ 教職員の資質を高める研修の実施

学校生活において、教職員の言動や価値観は、有形無形に関わらず児童生徒に影響を与えています。軽率な言動が誤解され、教職員自身の気付かないところでいじめを誘発したり助長したりする可能性もあります。したがって、教職員は日頃から、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的にとらえ直すとともに、児童生徒との信頼関係を構築することが大切です。

ア 教職員自らの言動を見直す取組の実施

本手引に掲載している「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の「教職員自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを発見するための児童生徒の見方や観察の観点を整理したり、いじめを見逃さないために教職員自らの感性を豊かにしたりするための自己評価を定期的に実施します。

	評 価 項 目	自己評価
1	児童生徒の表情や言動を観察しながら、温かい言葉掛けをしている。	1 - 2 - 3 - 4
2	規律等の指導をする際は、一方的な叱責にならないよう心掛けている。	1 - 2 - 3 - 4
3	気分や場の雰囲気に乗じて、軽率な言動をしないよう心掛けている。	1 - 2 - 3 - 4
4	特定の児童生徒ばかり叱ったり褒めたりしないよう心掛けている。	1 - 2 - 3 - 4
5	児童生徒の言動や表情の変化に気づくように普段の様子を把握している。	1 - 2 - 3 - 4
6	自治的な内容でも、その場を離れず児童生徒の言動を見守っている。	1 - 2 - 3 - 4
7	児童生徒の人間関係づくりに関する学級や学年の取組に力を入れている。	1 - 2 - 3 - 4
8	児童生徒と触れ合う時間を意図的に増やそうとしている。	1 - 2 - 3 - 4
9	ノートや作品等に自己存在感を実感できるコメントを必ず入れている。	1 - 2 - 3 - 4
10	メール等での個人的な誹謗・中傷を把握するアンケート等をしている。	1 - 2 - 3 - 4

イ 児童生徒や保護者との信頼関係づくりに関する研修会の実施

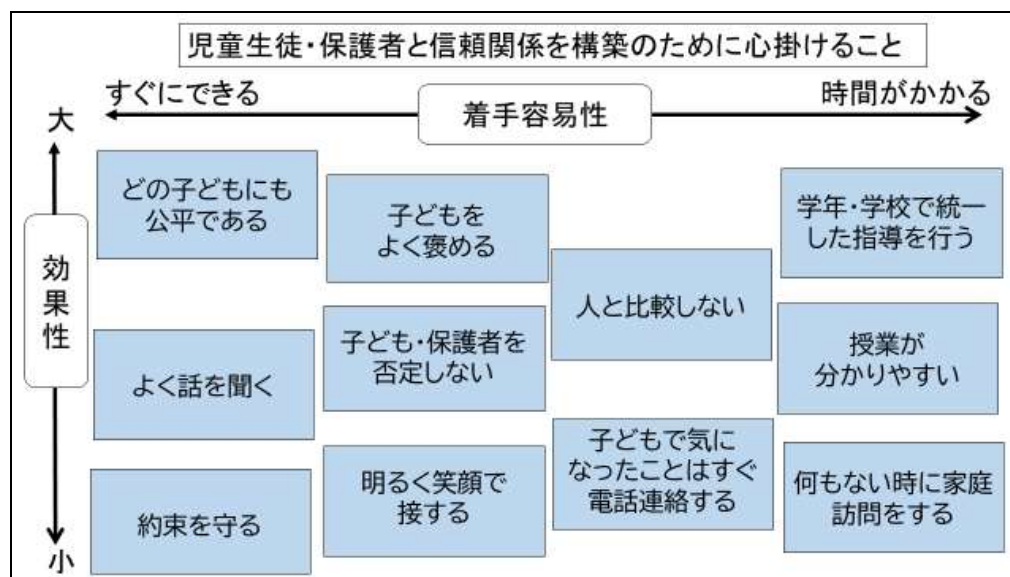
いじめの問題の対応や解決に向けての取組では、教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係を築くことが重要です。信頼関係を築くためには、相手の心情を共感的に理解する必要があります。したがって、児童生徒の人間関係形成能力の育成に関する研修会や、教職員と児童生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや、対応の在り方についての研修会を実施します。研修会の実施に当たっては、ＳＣや指導主事等の外部講師を活用し、討論会、ロール・プレイング、フィールドワーク等の参加体験型の手法を工夫することが大切です。

※ 校内研修会は実効性のある内容が求められます。その場限りの演習・実習ではなく、今後の取組の具体策を明確にします。例えば、下の「方策シート1(例)」を研修のまとめとして活用し、具体的な教職員の動きを明確にしておく等の工夫も考えられます。また、信頼関係構築のために心掛けることを、「方策検討シート2(例)」に着手容易性と効果性から整理し、全教職員で取り組みます。ロール・プレイング等の演習については、SC等の専門的知識をもった指導者のもとで、研修を行うとより効果的です。

【方策シート1(例)】

いつから	いつまで	誰が	誰に対して	何を、どのようにするか
4月24日		生徒指導主事	校長	把握した事実を整理して報告する。
4月24日		担任 学年主任	児童生徒 保護者	加害・被害それぞれの児童生徒宅を家庭訪問し、現在分かっている事実を伝える。
4月25日	5月11日	養護教諭 及びSC	児童生徒 被害者	本人の不安や悩みを傾聴し、心の安定を図る。

【方策検討シート2(例)】



【信頼関係づくりに関する研修会の進め方(例)～ロール・プレイングの手法の活用～】

(ア) 研修会の目的と進め方の説明 (5分程度)
○ 目的・・・いじめに関係した児童生徒や保護者の心情を共感的に理解しながら、具体的かつ実践的な解決策を作成する。 ○ 進め方・・・50分間の研修会の流れを説明する。
(イ) グループ編成 (2分程度)
○ グループ編成・・・(4グループ) いじめられた児童生徒役(A班)・その保護者役(B班) いじめた児童生徒役(C班)・その保護者役(D班)
(ウ) ロール・プレイング (15分程度)
○ フリートーク・・・それぞれの立場になりきって心情を語る。 【A班の課題】 いじめられた児童生徒は何を感じ、どのような思いで活動しているか、誰に何を訴えたいか、等の心情を出し合う。 【B班の課題】 いじめられた児童生徒の保護者の思い、心の痛み、学校への要望や不満、加害者への怒り等を保護者の立場に立って出し合う。 【C班の課題】 いじめた児童生徒は何を感じ、どのような思いで生活しているか、なぜ、いじめ行為に至ったか、等の心情を出し合う。 【D班の課題】 いじめた児童生徒の保護者の思い、心の痛み、学校への要望や不満、行為の正当化等を加害者側の立場に立って出し合う。 ○ カードの記入 それぞれの班で出し合った心情を、カード(心情カード)に書いて掲示する。
(エ) 課題の整理 (20分程度)
○ 個人研修・・・「心情カード」をもとに、それぞれの立場の願いや訴えに応えるための「方策シート」を作成する。「方策シート」には、「いつから、いつまで、誰が、誰に対して、何を、どのようにするか」を具体的に記入する。 ○ 全体協議・・・個人で作成した「方策シート」を発表し合い、保護者の要望や児童生徒の願いを共有するとともに、いじめの問題への対応策を共通理解する。
(オ) まとめ及び指導助言 (8分程度)
○ まとめ・・・全体協議の内容をもとに、いじめの未然防止のための学校・学級づくりについて各自でまとめる。 ○ 指導・助言・・・SC等の講師による指導助言を行う。

※ ロール・プレイング後は、それぞれの役割を行った教職員に対してフォローを必ず行います。

第6章 いじめの重大事態への対処

1 いじめの重大事態の定義

定 義

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

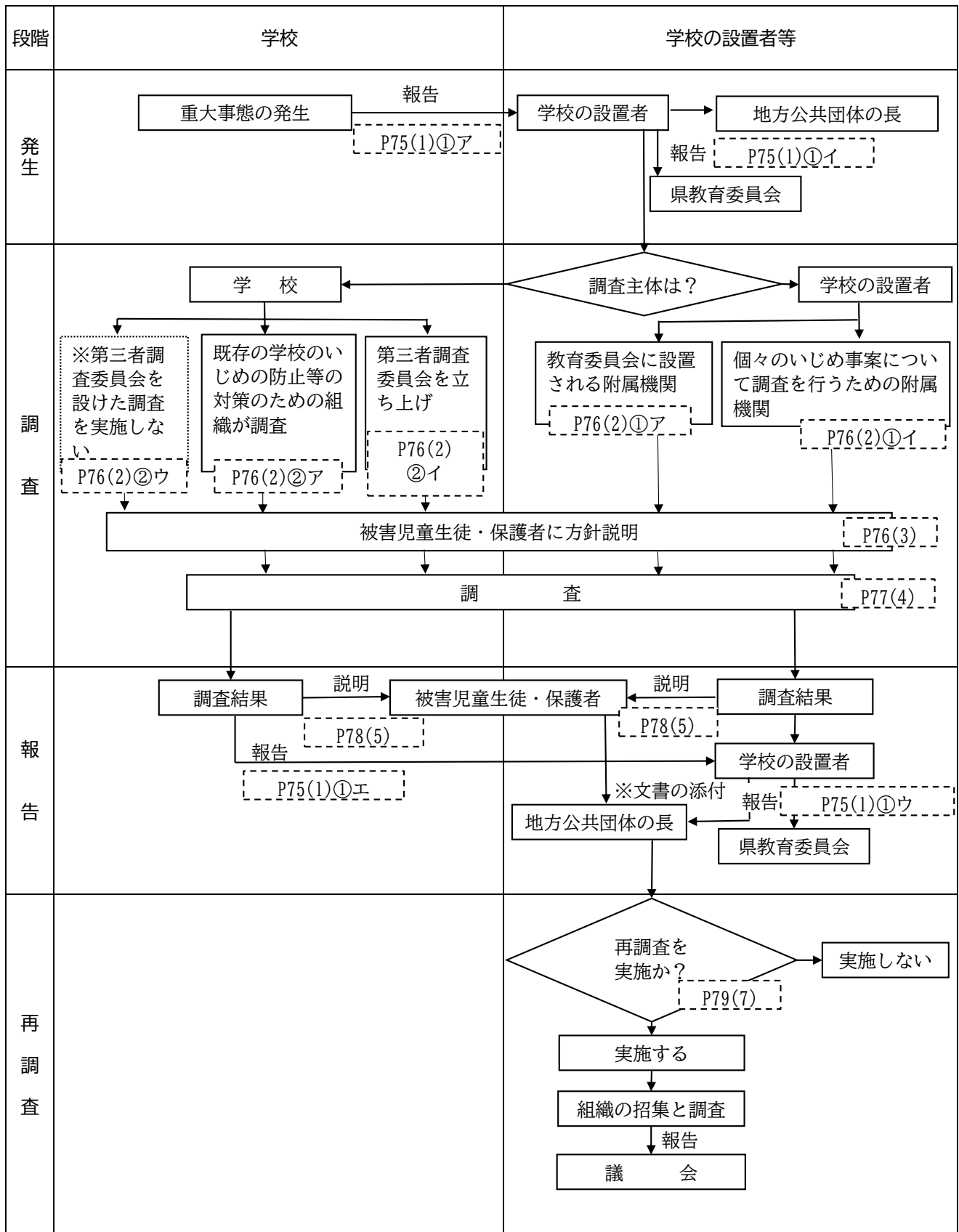
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

※〔いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会）〕

- 第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
（例）・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- 第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- 「金品等に重大な被害」とは、金額の大きさではなく、子供にとって大きな出来事になる可能性があるかどうかを考え、児童生徒の目線に立った対応が必要である。
- 第五号の「いじめを受けた児童等やその保護者からの申立て」については、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。なお、たとえ「重大事態に至った」という表現がなされなかったとしても、学校等が、重大事態として取り扱うべきと判断した事案は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることが必要である。

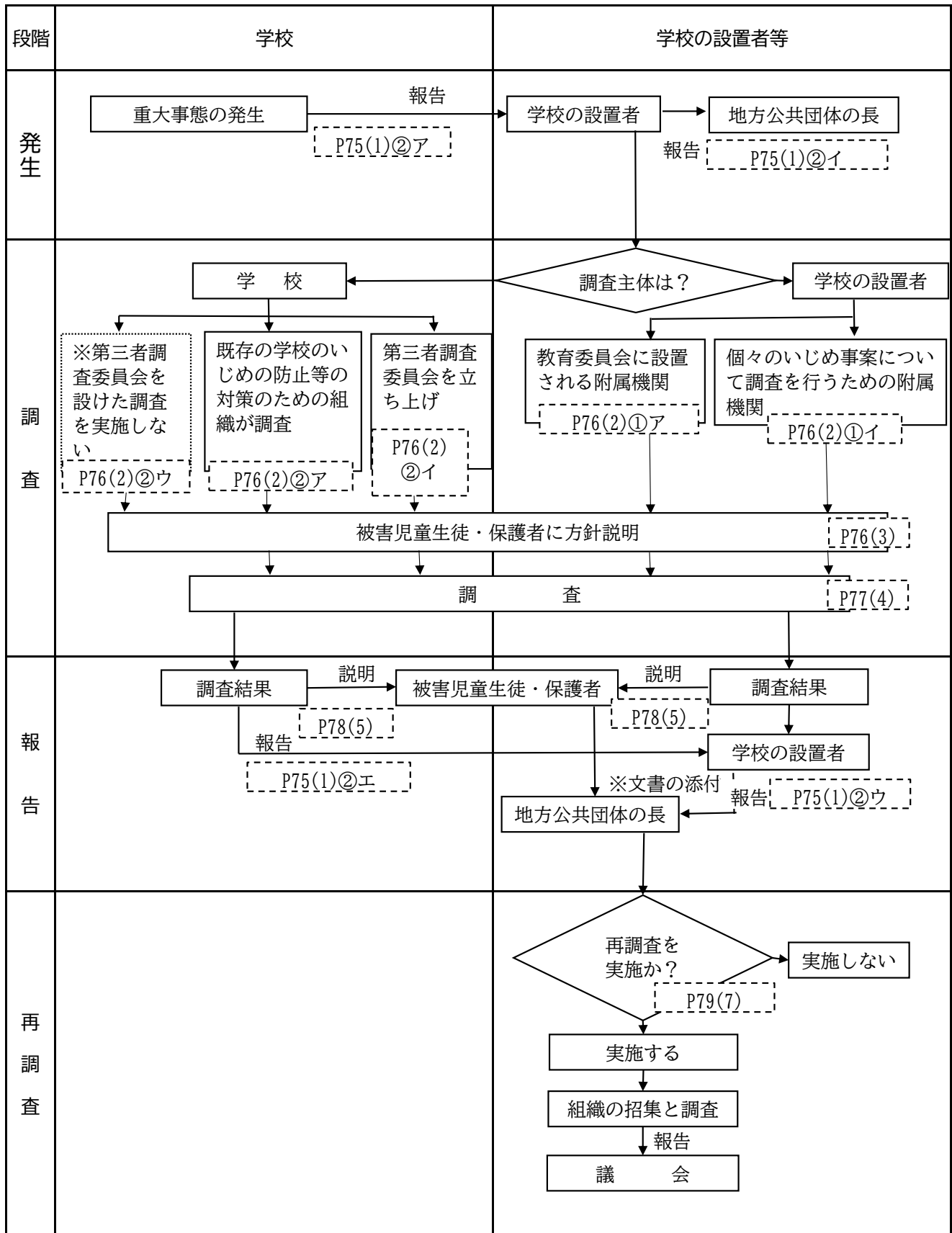
【出典】福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会）

(1) いじめの重大事態の対応フロー図（市町村立学校）



※ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。

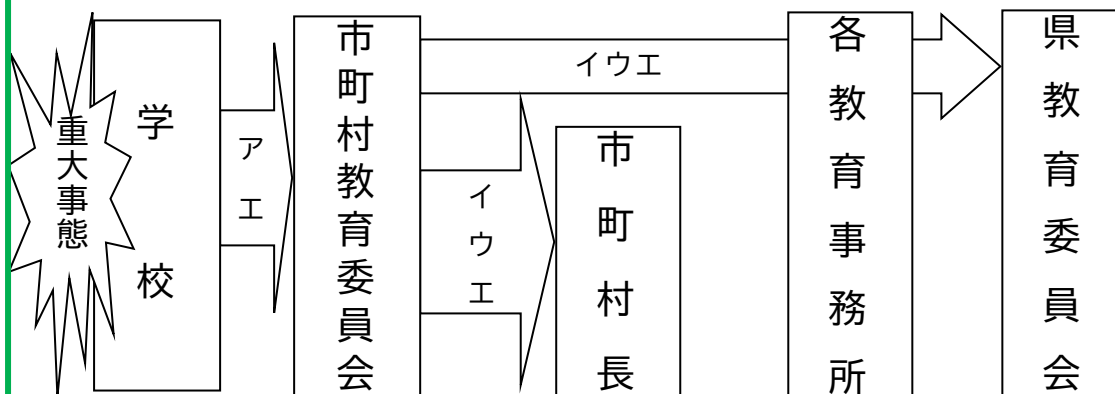
(2) いじめの重大事態の対応フロー図（県立学校）



2 いじめの重大事態の報告及び調査組織等

(1) 重大事態の報告の流れ

① 市町村立学校の場合



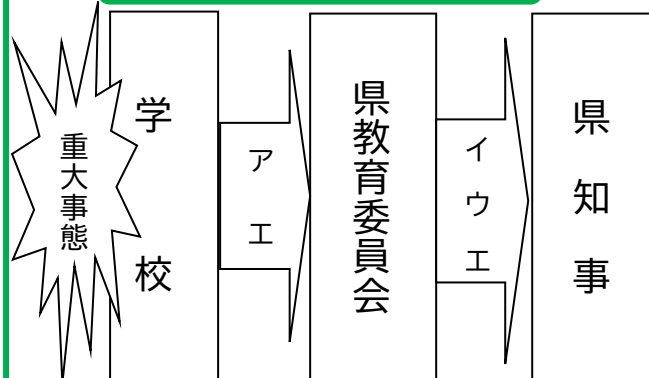
※重大事態発生時の報告

- ア 速やかに学校の設置者に報告（法第23条2項）
- イ 学校の設置者は、地方公共団体の長に報告（法第30条1項）
併せて、県教育委員会に報告書の写しを提出（県いじめ防止基本方針）

※重大事態調査結果の報告

- ウ 学校の設置者が主体の場合
地方公共団体の長に報告（法第30条）と併せて、県教育委員会に報告書の写しを提出（県いじめ防止基本方針）
- エ 学校が主体の場合
重大事態発生時の報告と同様

② 県立学校の場合



※重大事態発生時の報告

- ア 速やかに学校の設置者に報告（法第23条2項）
- イ 学校の設置者は、地方公共団体の長に報告（法第30条1項）

※重大事態調査結果の報告

- ウ 学校の設置者が主体の場合
地方公共団体の長に報告（法第30条）
- エ 学校が主体の場合
重大事態発生時の報告と同様

(2) 調査組織の種類

① 学校の設置者が主体の場合

- ア 法第14条第3項により教育委員会に設置している第三者により構成される附属機関が調査を実施する。
- イ 個々のいじめ事案について調査する第三者により構成される附属機関が調査を実施する（事案ごとに立ち上げる場合）。

② 学校が主体の場合

- ア 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織が調査を実施する。
 - イ 学校が第三者調査委員会を立ち上げて調査を実施する。
 - ウ 重大事態と判断する前に、学校の調査委員会で調査している場合、再分析を第三者（弁護士等）に依頼する場合、又は全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得している場合は、調査を実施しない（考えられるケースは、関係者が納得した後に、30日以上欠席となった場合等）。
- ※ 迅速性に欠けるおそれがあるため、平時から附属機関を設置しておくことが望ましい。

(3) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

① 説明事項

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下のア～カの事項について説明を行う。

ア 調査の目的・目標

学校の設置者及び学校が事実と向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図る。

イ 調査主体

調査組織の構成（職能団体等から推薦を受けて選出したもの）は、公平性・中立性が担保された人物であることとする。

ウ 調査時期・期間

調査を開始して、調査結果が出るまでの目途を示す。

エ 調査事項・調査対象

どのような事項、どのような対象で調査するか、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を、詳しく聞き取る。調査事項の漏れがあった場合等は、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない。

オ 調査方法

アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順等、被害児童生徒・保護者の要望を、可能な限り反映する。

カ 調査結果の提供方法

調査結果の提供内容、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱い、調査票を含む調査に係る文書の保存期間、加害者に対する調査結果の説明の方法は、可能な限り被害児童生徒や保護者の同意を得る。

② 説明時の注意点

- ア 「いじめはなかった」等と断定的に説明してはならない。

イ 事案発生後、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、速やかに不備について説明し、謝罪等を行う。

ウ 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎み、寄り添いながら対応し、信頼関係を構築する。

③ その他の注意点

ア 記者会見や保護者会等外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に、関係保護者に伝える。

イ 自殺の事実を伝える際は、遺族から了解を得るよう努めること。了解をされない場合、「転校した」等事実と異なる発言は、信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留める等の工夫を行う。

ウ 児童生徒や保護者等に対しての伝え方は、学校内で統一する。

エ 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要である。

オ 被害児童生徒や保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるよう勧める。

(4) 調査内容と注意点

① 調査内容

ア 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)」に沿って行う。

イ 自殺又は自殺未遂である場合は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省)に沿って行う。

② 調査対象者、保護者等に対する説明の際の注意点

ア アンケートの目的や調査内容を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め調査対象である他の児童生徒・保護者に知らせておく。

イ 可能な限り速やかに実施する。

ウ アンケートは状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

エ 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

③ 児童生徒等に対するアンケート調査、聴き取り調査を実施する際の注意点

ア 被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることが最優先して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。

イ 加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

④ 調査内容の保存に関する注意点

ア 重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

イ 記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う。

(5) 調査結果の説明・報告・公表

① 被害児童生徒・保護者に対する情報提供および説明

被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。

【注意点】

- 情報提供及び説明は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従う。
- 加害者側への情報提供については、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

② 地方公共団体の長への調査結果の報告

調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明する。

【注意点】

調査結果を地方公共団体の長等に報告をする際、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを被害児童生徒・保護者に対して伝える。

③ 調査結果の公表

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。また、調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

【注意点】

- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿い、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

(6) 調査結果を踏まえた対応等

① 調査結果を踏まえた対応

ア 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援や学習支援を行う。

イ 調査結果において、いじめが認知されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

ウ 学校の設置者は、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の検討や、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

② 教職員の処分等

学校の設置者及び学校におけるいじめ事案の対応について、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的な事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

(7) 地方公共団体の長等による再調査

① 再調査を行う必要があると考えられる場合の要件

ア 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合。

イ 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。

ウ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。

エ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合(追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる)。

② 再調査の報告の方法

再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない。

(8) いじめ(いじめの疑いを含む。)により、これまで各教育委員会で重大事態として扱った事例

① 児童生徒の生命を脅かす場合

○ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○ リストカット等の自傷行為を行った。

○ 暴行を受け、骨折したり、歯が折れたりした。

○ 投げ飛ばされ脳震盪となった。

○ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

○ 心的外傷後ストレス障害と診断された。

○ 嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続いた。

○ 多くの児童生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

○ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 複数の児童生徒から金品を強要され、総額○万円を渡した。

○ スマートフォンを水に浸けられ壊された。

○ オンラインゲームで、アイテムを渡すため総額△万円の課金を強要された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○ 欠席が続く(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

福岡県いじめ防止基本方針

～いじめ しない させない みのがさない～

平成 26 年 3 月
福 岡 県
(最終改定 平成 30 年 2 月 16 日)

福岡県いじめ防止基本方針

1 福岡県いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 福岡県いじめ防止基本方針の意義

本県においては、これまで、設置者の別を問わず、いじめ問題の解決を目指して諸施策を講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。

しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本県においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、法の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）。以下「国の基本方針」という。）を参考に、本県における全ての学校（公立・私立）において、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「県の基本方針」を定めた。

県の基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」に沿っていじめの問題に対する県内全ての学校（公立・私立）及び市町村教育委員会並びに学校の設置者、県教育委員会、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化することとした。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、法が成立した。

(3) 国のいじめ防止基本方針の基本的な考え方

「国の基本方針」は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成 2 9 年 3 月

文 部 科 学 省

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

目次

はじめに

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第2 重大事態を把握する端緒

第3 重大事態の発生報告

第4 調査組織の設置

第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

第6 調査の実施

第7 調査結果の説明・公表

第8 個人情報の保護

第9 調査結果を踏まえた対応

第10 地方公共団体の長等による再調査

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

（自殺事案における遺族に対する接し方）

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間を取りながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

第2 重大事態を把握する端緒

（重大事態の定義）

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

（重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響）

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

（重大事態の範囲）

- 重大事態の定義（事例） ※重大事態として扱われた事例【別紙】

- 誤った重大事態の判断を行った事例等

- ①明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなかった。

②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に 30 日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)

○ 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)

○ 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成 22 年 3 月文部科学省)及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成 21 年 3 月文部科学省)第 5 章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

第3 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第 29 条から第 32 条まで)。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

(支援体制の整備のための相談・連携)

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。
- 高等専門学校を設置者及び高等専門学校は、法第 35 条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

第4 調査組織の設置

（調査組織の構成）

- 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

（調査組織の種類）

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

①学校の設置者が主体

a 公立学校の場合

- ・ 法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合
- ・ 個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合

b 私立学校及び国立大学附属学校の場合

- ・ 学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合

②学校が主体

a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織(法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。)に第三者を加える場合

b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

（第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合）

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

（説明時の注意点）

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

（説明事項）

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。

- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
 - ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。
- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

(外部に説明を行う際の対応)

- 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること(配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること)。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。

(自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方)

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。(「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。)
- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

(被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合)【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。
- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

第6 調査の実施

(1) 調査実施に当たっての留意事項【共通】

(調査対象者、保護者等に対する説明等)

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

（記録の保存）

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。
※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

（調査実施中の経過報告）

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

（分析）

- 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

（2）いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

（3）自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

③聴き取り調査（背景調査の指針 P18 を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針 P19 を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針 P20 を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針 P20 を参考とする。）

（４）不登校重大事態である場合

○ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月文部科学省）に沿って行うこと。

第 7 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

○ 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第 29 条から第 32 条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）

○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

○ 法第 28 条第 2 項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

○ 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を

怠るようなことがあってはならない。また、法 28 条第 2 項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

（調査結果の公表、公表の方法等の確認）

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

（加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供）

- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第8 個人情報の保護

(結果公表に際した個人情報保護)

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第9 調査結果を踏まえた対応

(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

【再掲】

- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(再発防止、教職員の処分等)

- 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の可否を検討すること。また、学

校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
 - ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
 - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(再調査の実施)

- 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。
- 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない(法第30条第3項)。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

いじめ(いじめの疑いを含む。)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続く（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

【引用・参考文献 平成19年3月】

文献	出版社	著者等	出版年
いじめのメカニズム	教育出版	高野清純	昭和61年
新訂版 いじめ－教室の病い－	金子書房	森田洋司・清永賢二	平成6年
いじめ早期発見・指導の手引	福岡県教育委員会		平成7年
学校教育相談の理論・実践事例集 いじめの解明	第一法規	今井五郎・嶋崎政男・渡辺邦雄	平成9年
いじめ・いじめられる青少年の心	北大路書房	坂西友秀・岡本祐子	平成16年
不登校の解消をめざして	福岡県教育センター研究紀要No.147		平成16年
いじめ問題の発生・展開と今後の課題	黎明書房	今津孝次郎	平成17年
生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について	文部科学省		平成18年
高めよう！子どもたちの規範意識！	福岡県教育センター研究紀要No.154		平成18年
はじめよう！自閉症の子どもへの支援	福岡県教育センター研究紀要No.156		平成18年
子どもの人権意識を高めるために	福岡県教育センター研究紀要No.157		平成18年

【引用・参考文献 令和3年3月】

文献	出版社	著者等	出版年
不登校の解消をめざして 今、学校に求められている3つの視点からのアプローチ	福岡県教育委員会 福岡県教育センター		平成16年
生徒指導提要	文部科学省		平成22年
「生徒指導リーフLeaf2、6、8、9、13、18」増刊号Leaves1	文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター		平成24・25年
いじめの防止等のための基本的な方針	文部科学大臣決定		平成25年
「いじめ防止対策推進法」の公布について（通知）	文部科学省		平成25年
「いじめ防止対策推進法」に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について	文部科学省		平成27年
「学校生活・環境多面調査」	福岡県教育委員会		平成28年
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	文部科学省		平成29年
第Ⅲ期「魅力ある学校づくり調査研究事業」 （平成26～27年度） 報告書PDCA×3＝不登校・いじめの未然防止 一点検・見直しの繰り返しで、全ての児童生徒に浸透する取組を－	文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター		平成29年
福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】	福岡県教育委員会		最終改訂平成30年
福岡県いじめ防止基本方針	福岡県		最終改定平成30年
「活力ある学校運営の手引き」	福岡県教育委員会		平成31年度改訂
人権教育研修会資料集	福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課		平成31年
いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）	福岡県教育委員会		令和2年

「いじめの早期発見・早期対応の手引」編集委員 平成19年3月

区分	所属・職名	職名	氏 名
教育相談等 専門者会議 委員	福岡大学	教授	林 幹男
	九州大学	教授	野島 一彦
	東和大学	教授	正平 辰男
	福岡教育大学	教授	大坪 靖直
	福岡県臨床心理士会	会長	浦田 英範
	福岡県PTA連合会	委員長	寺前 千賀子
教育庁	教育振興部義務教育課	課長	村尾 崇
	教育振興部義務教育課	主幹指導主事	家宇治 正幸
	教育振興部義務教育課	課長補佐	中蘭 宏
	教育振興部義務教育課	主任指導主事	村上 伸一
	教育振興部義務教育課	指導主事	井ノ口 真一
	教育振興部義務教育課	指導主事	後藤 哲也
	教育振興部義務教育課	指導主事	重藤 公暢
	教育振興部義務教育課	指導主事	熊本 仁
	教育振興部高校教育課	主幹指導主事	荒木 裕幸
	教育振興部高校教育課	主任指導主事	山崎 数恵
	教育振興部高校教育課	指導主事	青木 圭子
	教育振興部高校教育課	指導主事	吉川 信介
	教育振興部高校教育課	指導主事	内田 武文
	教育振興部高校教育課	指導主事	大野 肇
	福岡教育事務所	指導主事	橋爪 文博
	北九州教育事務所	指導主事	柴田 孝行
	北筑後教育事務所	指導主事	堺 和弘
	南筑後教育事務所	指導主事	石橋 雄二
	筑豊教育事務所	指導主事	柴田 徹
	京築教育事務所	指導主事	魚住 篤

「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」改訂委員 令和3年3月

区分	所属	職名	氏 名
専門家	福岡県臨床心理士会	教育臨床委員長	稲田 尚史
教育庁	教育振興部義務教育課	課長	塚田 淳
	教育振興部義務教育課	主幹指導主事	宮崎 敏宏
	教育振興部義務教育課	課長補佐	宮崎 奈巳
	教育振興部義務教育課	主任指導主事	井上 修一
	教育振興部義務教育課	指導主事	末崎 謙次
	教育振興部義務教育課	指導主事	内藤 博愛
	教育振興部義務教育課	指導主事	尾関 淳
	教育振興部義務教育課	指導主事	小林 祐介
	教育振興部高校教育課	副理事兼課長	井手 優二
	教育振興部高校教育課	主幹指導主事	三宅 竜哉
	教育振興部高校教育課	参事兼課長補佐	田中 誠二
	教育振興部高校教育課	主任指導主事	伊藤 学
	教育振興部高校教育課	指導主事	鈴木 寛
	教育振興部高校教育課	指導主事	平島 信幸
	教育振興部特別支援教育課	課長	日高 吉三郎
	教育振興部特別支援教育課	主幹指導主事	三澄 妙子
	教育振興部特別支援教育課	課長補佐	伏見 健二
	教育振興部特別支援教育課	主任指導主事	藤野 和男
	教育振興部特別支援教育課	指導主事	久保 卓史
	福岡教育事務所	指導主事	佐々木 真理子
	北九州教育事務所	指導主事	大倉 雅徳
	北筑後教育事務所	指導主事	櫻井 憲一郎
	南筑後教育事務所	指導主事	坂井 大四郎
	筑豊教育事務所	指導主事	都積 友紀
	京築教育事務所	指導主事	山田 真太郎

いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】

令和3年3月発行 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 電話(092)643-3911

高校教育課 電話(092)643-3905

特別支援教育課 電話(092)643-3914

